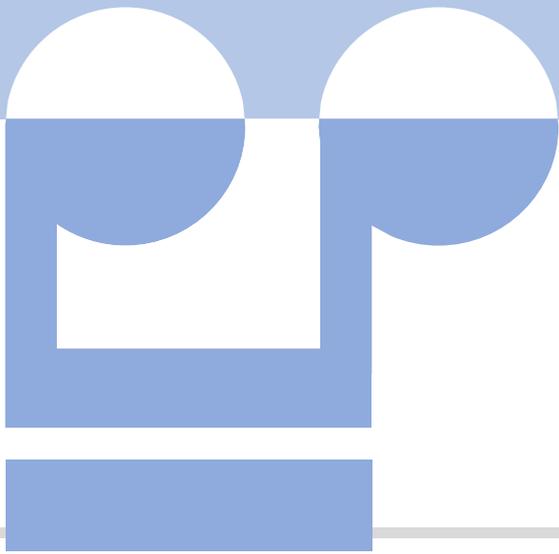




輝け 男女笛吹プラン

第4次笛吹市男女共同参画プラン



令和3年3月

笛吹市



輝けチャチャチャ笛吹の未来

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

①わたしが わたしらしく なるために
②あなたが あなたらしく

みんなそろって手をたたこ みんなそろって手をたたこ

①わたしが わたしらしく なるために
②あなたが あなたらしく

みんなそろって手をたたこ みんなそろって手をたたこ

①わたしが わたしらしく なるために
②あなたが あなたらしく

だ そうだよ かんがえて みようよ ①ゆうき
②かがや

をき だし～て すすむこ とだけさ
な が～ら

みんなそろって手をたたこ みんなそろって手をたたこ

①わたしが わたしらしく なるため なる
②あなたが あなたらしく

た め に



はじめに

このプランは「笛吹市男女共同参画推進条例」第12条第1項に定める基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」に定める市町村の計画を包含し、一体として男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するために定めた計画となります。



誰もが個性と能力を活かして「自分らしく」生きるためには、一人ひとりが意識を変え、ジェンダー（社会的性別）を考慮した視点で社会全体を見直すことが必要です。

また、第2次笛吹市総合計画の基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」の実現に向け、市民、事業者、行政が手を携えて、女性も男性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指し推進に取り組んでいきたいと考えております。

結びに、本プラン策定にあたりまして、御尽力いただいた笛吹市男女共同参画計画策定検討委員会の皆様をはじめ、御審議いただいた笛吹市男女共同参画審議会委員の皆様、アンケート調査など貴重な御意見を賜りました多くの市民の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

笛吹市長 山下 政樹



目次

第1章 計画策定の基本的な事項	1
1 計画策定の目的	1
2 男女共同参画推進条例及び男女共同参画都市宣言	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間	4
第2章 本市の現状	5
社会情勢の変化.....	5
第3章 第3次プランの課題整理	8
1 第3次プラン概要	8
2 第3次プランの課題整理	9
第4章 第4次プランの基本的な考え方	13
1 第4次プラン策定にあたっての基本的な考え方.....	13
2 第4次プラン目標の設定	14
第5章 各基本目標の内容	18
基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり.....	18
基本目標2 男女が働きやすいまちづくり.....	22
基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり.....	26
基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり.....	29
基本目標5 男女共同参画推進体制の充実	33
数値目標(KPI)一覧	37
男女共同参画推進委員会 各部会取組一覧.....	38
第6章 推進体制	39
1 附属機関	39
2 市民・企業・団体との協働による推進体制.....	39
3 庁内の推進体制	40



資料1	第3次プランの数値目標の検証	42
資料2	市民アンケート結果の検証	47
資料3	58
1	第4次プランに関する諮問書	58
2	第4次プランに関する答申書	59
3	世界の動き	60
4	国の動き	61
5	山梨県の動き	62
6	笛吹市の動き	63
7	笛吹市男女共同参画推進条例	64
8	男女共同参画審議会 委員名簿	71
9	男女共同参画計画策定検討委員会 委員名簿	72
10	策定までの経過	73



第1章 計画策定の基本的な事項

1 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)においては、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」(第2条)と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

また、平成27年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

笛吹市では、男女が平等で対等なパートナーとして、心豊かで安心できる社会の構築に向けて平成18年に第1次、平成23年に第2次、平成28年に第3次の男女共同参画プラン「輝け男女 笛吹プラン」を策定してきました。

また、平成19年には、市民の立場で男女共同参画の推進を行う男女共同参画推進委員会が発足し、推進委員会が中心となり、平成23年には市民との協働による「男女共同参画推進条例」を公布しました。さらに、平成27年には市と男女共同参画推進委員会が協力し、「男女共同参画都市」を宣言しています。

このように、着実に市の男女共同参画推進体制が整いつつある一方、少子高齢化や核家族化の進行に加えて、頻発する大規模災害・世界規模の感染症、AI(人工知能)などの技術進歩など社会経済情勢の変化も一層早くなっています。また、新たな法律整備により、政策・方針決定などあらゆる分野での女性の活躍を推進する機運も高まっています。

こうした状況を踏まえ、現行計画である第3次笛吹市男女共同参画プラン(以下、「第3次プラン」という。)の計画期間が令和2年度までとなっていることから、その成果を継承し、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図り、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するため、第4次笛吹市男女共同参画プラン(以下、「第4次プラン」という。)を策定します。

なお、男女共同参画社会づくりについては、市だけで実現できるものではなく、市民の皆様や事業者の皆様とともに推進していくことが重要となります。





2 男女共同参画推進条例及び男女共同参画都市宣言

(1) 笛吹市男女共同参画推進条例:平成23年

本市初となる市民提案型の条例として、男女共同参画推進委員会との協働による笛吹市男女共同参画推進条例を制定しました。(全文は資料3参照)

男女共同参画プランは、条例第3条の男女共同参画推進の基本理念に基づき策定を行っています。

本市では、笛吹市男女共同参画推進条例の7つの理念に基づいて男女共同の実現を目指しています。

- ① 個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保しましょう。
- ② 社会において活動していく上で、社会制度や慣行ができる限り中立なものとするよう配慮しましょう。
- ③ 性別にかかわらず、社会の対等な構成員として政策や事業者における方針の立案や決定に共に参画する機会を確保しましょう。
- ④ 家族一人ひとりがお互い協力し、社会の支援を受けながら、次世代を担う子育て、介護などの家庭生活で役割を果たすとともに、家庭以外の場でも活動できるようにしましょう。
- ⑤ 性別にかかわらず、それぞれの性についての理解を深めることで、妊娠・出産その他の性と生殖に関して、お互いの意思を尊重し、生涯にわたって健康で安全な生活を確保できるようにしましょう。
- ⑥ 地域、家庭、職場などあらゆる場面で暴力、虐待、他の人を不快にさせるような性的な言動をしないようにしましょう。
- ⑦ 国際的な取組にも目を向け、国際協調の理念のもとに男女共同参画社会を推進しましょう。



(2) 笛吹市男女共同参画都市宣言：平成27年

本市は、市全体が一体となり「市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる男女共同参画都市 笛吹市」の実現に向けての機運を広く醸成するため「男女共同参画都市」を宣言しています。

男女共同参画プランは、この宣言に基づき、性別により役割を固定されることなく、家庭生活や職場、地域社会において、一人ひとりがもつ個人としての価値観の多様性をお互いに尊重しつつ、その能力が公平に活かせるような社会を目指しています。

○笛吹市男女共同参画都市宣言



～認め合い ^{とも}男女に奏でるハーモニー～



わたしたち笛吹市民は、甲斐の国千年の都、古くから、甲斐の国の中心として栄えた歴史あるまち、豊かな自然に恵まれ、桃・ぶどう日本一のまち、温泉と観光のまちを誇りにしています。「わたしらしく、あなたらしく生きる」を合言葉に、自立した男女が互いに尊重し合い、社会の対等な構成員として責任をもって活躍でき、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、『男女共同参画都市』を宣言します。

- ｜ わたしたちは、家族一人ひとりが性別により役割を固定されることなく、互いを認め協力し合う明るい家庭をつくれます。
- ｜ わたしたちは、男女が平等で、個人としての能力や機会が公平に活かされる働く環境をつくれます。
- ｜ わたしたちは、物事を決める場に男女が共に参画し、地域の一員としての役割を果たせる地域をつくれます。
- ｜ わたしたちは、市と市民がともに手を携え、協働し、暮らしやすい世界をつくれます。





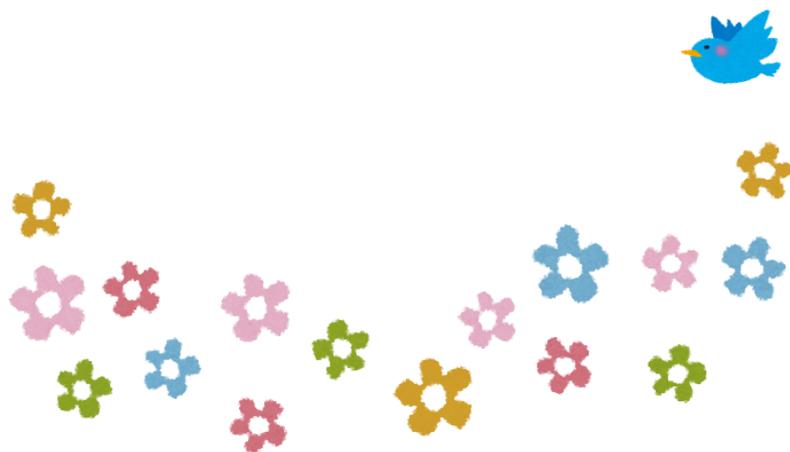
3 計画の位置づけ

男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」かつ「笛吹市男女共同参画推進条例」第12条第1項に定める基本的な計画であるとともに、重点目標1-3「男女に対するあらゆる暴力の根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」並びに重点目標2-2「多様な働き方の実現と女性の活躍の推進」の取組をもって「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第6条第2項に定める「市町村推進計画」を包含することとし、一体として施策の推進を図ります。

また、第2次笛吹市総合計画における将来像『ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～』の実現にあたり定められた3つの基本目標のうち、基本目標3「幸せ実感100年続くまち」における施策「市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり」に位置付けられた取組として、施策の推進を図るとともに、関連する本市の他計画との整合に配慮します。

4 計画の期間

第4次プランの推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。





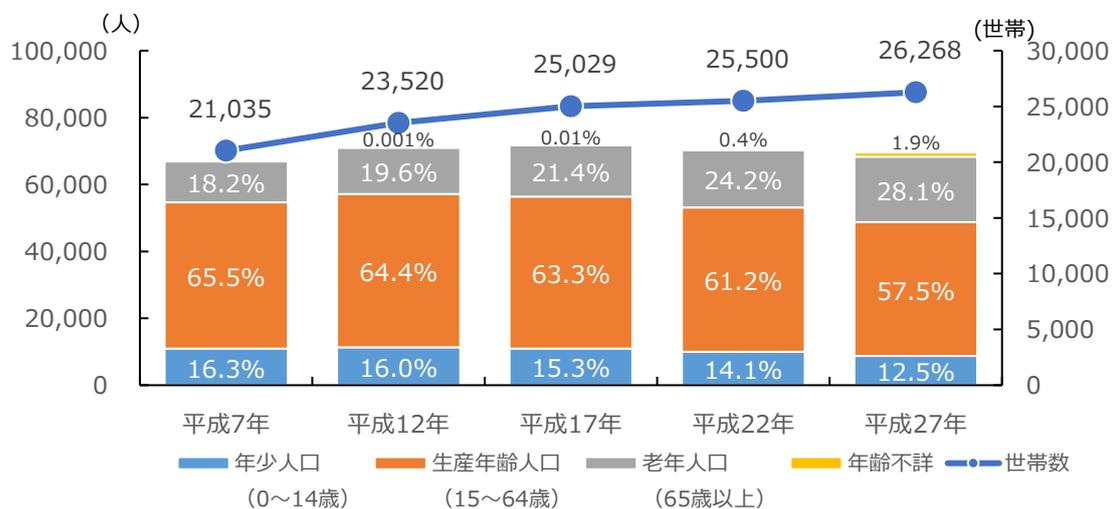
第2章 本市の現状

社会情勢の変化

(1) 人口・世帯

本市の人口は、5年ごとの国勢調査によると、平成17年の71,711人をピークに減少に転じ、平成27年では7万人を割り込み、69,559人となりました。一方、平成7年から平成27年までの世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成27年は26,268世帯となっています。また、高齢化率は平成17年に21.4%となり、本市でも高齢化率が21%を超える「超高齢社会」へと移行し、その割合は年々増加しています。

総人口と世帯数の推移



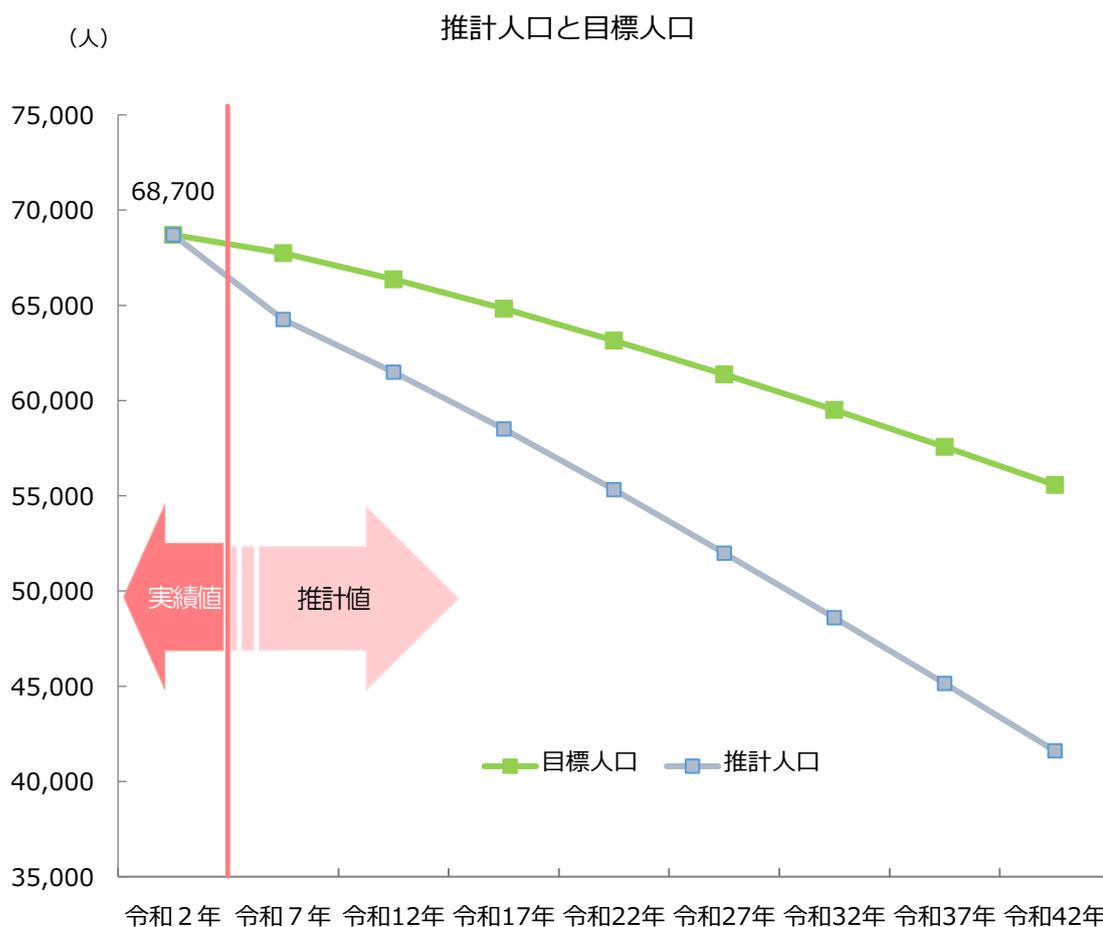
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559
年少人口 (0~14歳)	10,924	11,366	10,966	9,960	8,720
生産年齢人口 (15~64歳)	43,781	45,761	45,382	43,189	40,010
老年人口 (65歳以上)	12,134	13,897	15,356	17,092	19,541
年齢不詳	0	1	7	288	1,288
世帯数	21,035	23,520	25,029	25,500	26,268
1世帯あたり人数 (人/世帯)	3.18	3.02	2.87	2.77	2.65
高齢化率(%)	18.2	19.6	21.4	24.2	28.1

資料：国勢調査

(2) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、現在の人口動向が続いた場合、令和42年には41,607人まで減少することが予測されています。

一方、本市では、出生率や人口の転入などを見込み、令和42年の目標人口を55,000人として、人口増に向けた各種施策を進めています。

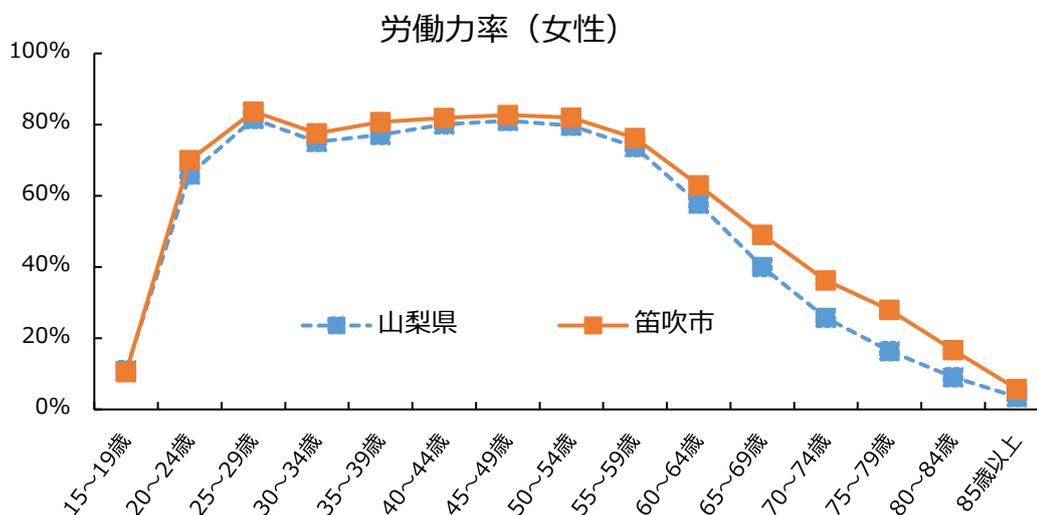
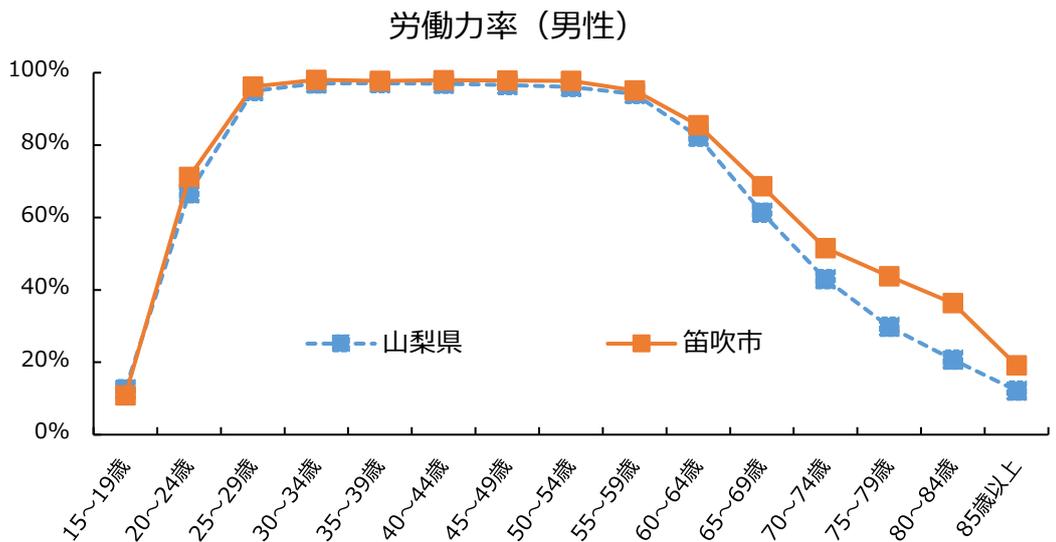


資料:推計値は笛吹市人口ビジョン、実績値は住民基本台帳



(3) 労働力率

労働力率*1を山梨県と本市で比較すると、男女ともに10代を除き、本市の方が山梨県全体よりも高くなっています。また、男女ともに、特に60歳以上でその差が大きくなっていることも特徴と言えます。



資料：国勢調査（平成 27 年）

*1 労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100

第3章 第3次プランの課題整理

1 第3次プラン概要

計画期間は平成28年度から令和2年度の5年間です。
基本目標及び重点目標は以下のとおりです。

第3次プランの体系

	基本目標	重点目標
1	男女の人権が尊重されるまちづくり	1 家庭における性別役割分担意識の固定化の解消
		2 男女の人権の尊重
		3 男女に対するあらゆる暴力の根絶
2	男女が働きやすいまちづくり	1 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進
		2 農業などの自営業者や中小企業における男女共同参画の推進
3	男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	1 性に応じた心と身体の健康の推進
		2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備
		3 継続した結婚から子育てまでの支援
4	男女が地域で輝くまちづくり	1 地域における男女共同参画の推進
		2 防災・減災への女性の参画
5	男女共同参画を進める基盤づくり	1 政策方針決定過程への女性の参画の拡大
		2 女性リーダーの養成・育成
		3 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進
		4 多様な団体における男女共同参画の推進
		5 推進状況の検証



2 第3次プランの課題整理

第3次プランの検証（数値目標の達成状況及びアンケート調査結果）から見えてきた課題について整理します。なお課題については本市の施策と年次状況報告による検証（資料1）、市民アンケート結果の検証（資料2）、男女共同参画推進委員会の活動の視点から検討しました。

全体

課題1 男女共同参画社会の実現に対する理解

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少局面にある本市にとって、社会の多様性を高め、経済的に力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の「平等」を担保する観点から極めて重要です。

これまでの歴史的背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、社会全体でより一層の取組を進めていくことが非常に重要です。

基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

課題2 個々の能力が「平等」に扱われる視点

アンケート結果では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛成の割合は減少傾向にあるものの、男女の役割分担を受容する意見も依然として見受けられます。人としての能力は平等であるにも関わらず、このような固定的役割分担意識により、役割が固定されることは、人権を侵すことにつながりかねません。

このため、社会の多様性を高め、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現におけ、固定的役割分担意識の解消は必要不可欠です。このことから、引き続き固定的役割分担意識の解消に向け、性別や年代に応じて啓発の方法を変えるなど効果的な取組を進めていくことが重要です。また、制度・慣習が男女共同参画の視点からできる限り中立なものとなるように配慮していくことも併せて重要です。

課題3 DV・デートDV等あらゆる暴力の根絶

暴力をふるう行為は、支配服従関係を強いることであり、婚姻関係や恋愛関係など密接な関係における男女間であっても、重大な人権侵害です。近年、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力（デートDV）、性犯罪、売買春など暴力は一層多様化しています。

被害から回復するための取組とともに、暴力を容認しない社会の実現と暴力の根絶を図ることが重要です。そのため、何がDVに当たるかといった啓発に加えて、暴力行為に至る原因にも着目し、対応する必要があります。また、配偶者暴力支援センターの認知度を向上させる取組も必要です。

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

課題4 多様なライフスタイルの支援

市の施策検証により女性のフルタイム労働等が増え、一時預かりの利用が減少している状況がうかがえ、女性の就労は進みつつあります。一方で、家庭における家事・育児・介護については、アンケート結果から、女性に偏っていることがうかがえます。これは、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的役割分担意識が阻害要因になっていると考えられます。

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で人生の最期を迎えることができる環境整備が社会全体で進められ、在宅介護が重視されるなど、家庭における個人の役割も多種多様になっています。このことから、女性の個性と能力を十分に発揮し、社会参加（就労等）を促進していくためには、固定的役割分担意識の解消を図り、家庭における役割分担を見直すとともに、家庭外のサービスの充実を図るなど、多様なライフスタイルを支援するしくみづくりが重要です。

育児や介護の休業制度は一定程度の認知がなされている一方、休暇取得のしやすさを実感するまでには至っていないことがうかがえます。このことから、家族一人ひとりがお互いに協力し、社会の支援を受けながら、育児・介護などの家庭生活の役割を果たすとともに、育児・介護と仕事の両立を支援するための使いやすい制度や環境づくりが重要です。また、固定的役割分担意識を解消する環境づくりのひとつとして、男女間の賃金格差の是正により、「男は仕事」の優位性をなくすことも重要です。

課題5 農業分野における働きやすい就業環境の確保

本市は、果樹を主体とした観光農業も盛んに行われ、農業の高付加価値化も進められるなど、農業が地域の活力維持に貢献しています。また、市内における農業経営は家族経営が多いことも特徴となっています。

担い手不足など農業をとりまく環境は厳しくなっており、担い手育成の面からも働きやすい就業環境の確保が求められています。このことから、農業者が充実して働き、農業を希望する人を増やしていくためには、家族経営協定^{*2}に関する制度周知や活用促進を進め、農業においてもワーク・ライフ・バランスを実現していくことが重要です。

^{*2}家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。



基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

課題6 一人ひとりが望む暮らし方や働き方の実現

男女ともに「仕事」と「家庭生活」の両方を優先したいという希望が多く、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方から、男女ともに「仕事も家庭も優先したい」という考え方が広がっていると捉えることができます。このことから、それぞれが望む暮らし方や働き方を実現していくための一つとして、男女がお互いの立場を理解し、協力し合う関係づくりを進めていくことが重要です。

また、「LGBT*³」という言葉の広まりとともに、性的指向や性自認に関する社会的な認知も高まりつつあり、心と身体の性の多様性に関する周知を図り、多様性に対する理解の醸成を図ることも求められています。

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

課題7 多様な地域活動への参加機会の創出

趣味・スポーツ・教養等のグループ活動については性差を感じる割合は少なく、一方で区などの役員や意思決定については、性差を感じていることがうかがえます。また、地域の特定の活動が片方の性に偏る傾向も見受けられます。

人口減少局面においても、活力ある地域社会を創るためには、行政だけでなく地域住民による自主的な地域活動が欠かせません。そのため、女性が参画しやすい環境づくりを進めるとともに、女性自身にも意識の変革が必要になります。

このことから、趣味的な活動の促進と併せて、地域団体における役員など方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映される環境づくりを進めることが重要です。

基本目標5 男女共同参画を進める基盤づくり

課題8 女性の昇進昇格及び管理職への登用

本市では、女性職員の昇任昇格試験等への受験促進や性別によらない任用実施により、市管理職への女性登用を進めてきました。今後は、管理職登用を阻む要因分析などを行い、引続き管理職への登用を進めるとともに、あらゆる分野へ女性職員を配置し、男女共同参画の視点も活かしながら、各分野の施策を推進していくことが重要です。

また、民間企業等においても管理職への女性登用が進むよう一層の働きかけが必要です。

*³L(レズビアン:女性同性愛者)、G(ゲイ:男性同性愛者)、B(バイセクシュアル:両性愛者)、T(トランスジェンダー:性同一性障害)の総称



課題9 男女共同参画に関する理解の浸透

本市独自の笛吹市男女共同参画条例や笛吹市男女共同参画プランについて、他の法律や計画に比べて認知度が低い傾向にあります。

このことから、引き続き関係機関・各種団体と連携し、周知を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていく必要があります。なお、世代によってテレビ・新聞・SNS など利用媒体等が異なることから、周知の方法を工夫する必要があります。





第4章 第4次プランの基本的な考え方

1 第4次プラン策定にあたっての基本的な考え方

前述の課題を受け、第4次プラン策定にあたっての基本的な考え方をまとめます。

▶▶ 「ジェンダー平等」に関する意識の浸透

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識の解消が引続き最重要課題となっています。

そのため男女共同参画の認知度を高め、個々の能力が平等に扱われる社会づくりを目指します。あわせて、性の多様性に対する地域社会の理解を醸成するとともに、DV等の暴力の根絶や被害者に対する支援体制を強化することを目指します。

▶▶ 男女の区別なく一人ひとりの能力を活かした働き方の実現

男女の区別なくやりがいを持って働くことのできる環境を整え、女性の活躍の場を広げていくことが重要となっています。また、世代によってライフスタイルや価値観が多様化していることにも留意する必要があります。

そのため、仕事と家庭生活との両立を図るための支援の充実に加え、多様な働き方ができるよう、職場における相互理解の醸成を図ることを目指します。

▶▶ 男女の区別なく一人ひとりが望む暮らし方の実現

生活に困りごとがある世帯への支援や結婚から子育てまでの継続した支援が広く求められるようになってきました。また、人生100年時代を視野に、健康寿命の延伸を図ることも重要となっています。

そのため、年齢や性に応じた心と体の健康への取組を充実させるとともに、生活に困りごとがある世帯への支援を充実させ、すべての人が健康で安心した暮らしを実現できることを目指します。

▶▶ 多様な地域活動への参画による幸せの実現

多様な社会参加の機会を持つことは、幸福度の向上にもつながると考えられます。また、近年増加する様々な自然災害に備え、地域の防災活動の充実を図るためには女性の視点を生かすことが重要となっています。

そのため、女性が地域活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、政策方針決定過程や防災減災分野への女性の参画を目指します。

2 第4次プラン目標の設定

(1) 総合目標、基本目標及び重点目標の設定

笛吹市男女共同参画推進条例第2条では、「男女共同参画」について、「男女が持てる能力及び個性を存分に発揮し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

本プランの総合目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、5つの基本目標と15の重点目標を掲げて計画を推進します。

	基本目標	重点目標
1	男女の人権が尊重されるまちづくり	1-1 人権の尊重
		1-2 固定的性別役割分担意識の解消
		1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶
2	男女が働きやすいまちづくり	2-1 ジェンダー平等の実現
		2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進
		2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進
3	男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	3-1 性に応じた心と身体健康の推進
		3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備
		3-3 結婚から子育てまでの継続した支援
4	男女が地域で輝くまちづくり	4-1 地域における男女共同参画の推進
		4-2 防災・減災対策への女性の参画
5	男女共同参画推進体制の充実	5-1 政策方針決定過程への女性参画の拡大
		5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進
		5-3 多様な団体における男女共同参画の推進
		5-4 推進状況の検証

総合目標：男女共同参画社会の実現



(2) プランの進め方

1. 男女別、年代別に意識の差があるため、慣習や固定的性別役割分担意識はそれぞれの実情にあった対策を行っていきます。

市民アンケート結果からも男女や年代別で様々な傾向がみえたことから、事業対象を明確に意識し、テレビ・新聞・SNS など効果的な媒体等を検討するなど工夫しながら、事業を実施します。

2. 数値目標を設定します。

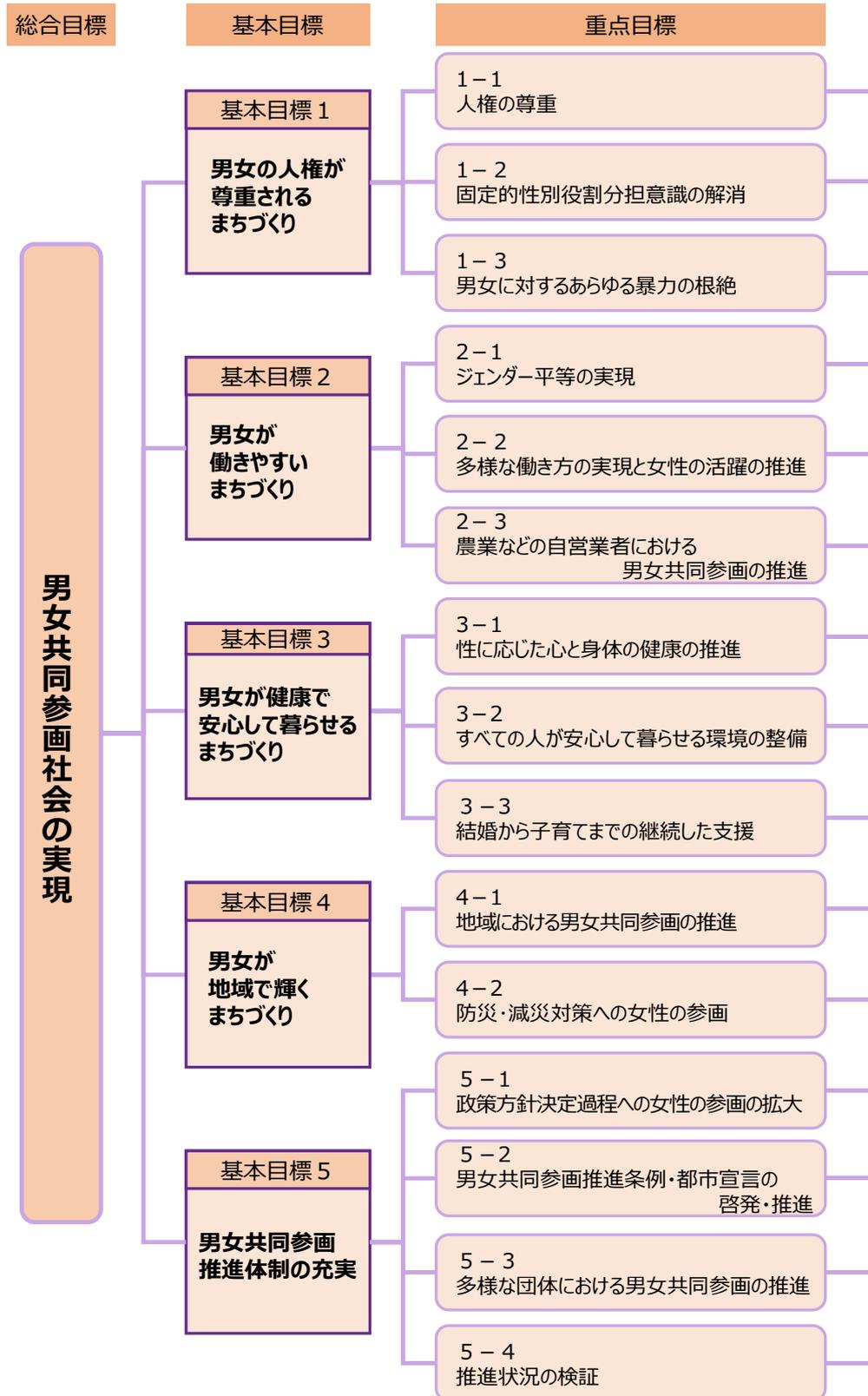
第3次プランと同様に、数値目標を設定し、PDCA サイクルによる実効性のあるプランとします。





(3) 体系図

第4次プランの目標及び施策の方向性については、次のとおりとします。





施策の方向

- 1 人権教育・啓発の推進
- 2 ジェンダーに基づく慣習の見直し
- 3 一人ひとりが自立した個人として自分らしく生きるための取組の推進
- 4 固定的性別役割分担意識の解消を促す取組の推進
- 5 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 6 各種相談窓口の情報の発信
- 7 ジェンダー平等の推進
- 8 男女の賃金格差是正の推進
- 9 職場における男女共同参画についての企業の理解の推進
- 10 多様なライフスタイルに合わせた働き方のための支援
- 11 各種相談窓口の情報の発信（再掲）
- 12 農業における男女共同参画の推進
- 13 性に応じた心と身体の健康への取組の充実
- 14 生活困窮世帯（ひとり親家庭等）への経済的自立に向けた支援の充実
- 15 生活の自立支援が必要な高齢者に対する各種支援及び充実
- 16 障がい者の自立に対する各種支援及び充実
- 17 結婚から子育てまでの各種支援制度の充実と情報発信及び普及
- 18 地域における男女共同参画の情報の発信及び普及啓発
- 19 地域の男女共同参画を進めるための支援の充実
- 20 防災・減災分野における女性の参画の推進
- 21 市政や審議会等への女性の参画の推進
- 22 男女共同参画条例と宣言の普及と推進
- 23 多様な団体の男女共同参画を進めるための環境の整備
- 24 モニタリング制度の創設

第5章 各基本目標の内容

基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

重点目標1-1 人権の尊重

笛吹市男女共同参画推進条例第3条第1項では、個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取り扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他人権が尊重されることが理念として掲げられています。

誰もが個性と能力をいかして「自分らしく」生きるためには、一人ひとりが意識を変え、ジェンダー（社会的性別）を考慮した視点で社会全体を見直すことが必要です。さらに、性的指向や性自認に関する社会的な認知も高まりつつあることから、心と身体の性の多様性に関する一層の周知を図り、理解の醸成を図っていきます。

なお、ジェンダーに対する意識は年代により差異があることから、普及啓発方法を工夫し、効果的な取組を推進します。

▶ 施策の方向性

- 1 人権教育・啓発の推進
- 2 ジェンダーに基づく慣習の見直し

▶ 具体的事業

- 人権意識を高める学習の充実
- 中学生向け「命の授業」
- ジェンダーに基づく慣習見直しの啓発

数値目標（KPI）

	数値 単位	基準値 *4 (基準年度)	目標値 *4 (目標年度)	部局
人権擁護教室の参加者数	人	190	200	市民環境部



市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。
- 人権について積極的に学習しましょう。



男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、人権尊重に関する普及啓発活動を行います。

*4 37頁参照



重点目標 1-2 固定的性別役割分担意識の解消

男女共同参画は、男性にとっても重要（男性がより暮らしやすくなるもの）であり、男女が共に進めていくものです。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を職場・企業のみならず、家庭や学校、地域など生活の場全体に広げることが重要といえます。その際、無意識の偏見により男女どちらかに不利に働かないよう配慮の上、幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組んでいきます。なお、「女はこうあるべき、男はこうあるべき」などといった性別で役割や行動を固定したり制限したりする考え方（固定的性別役割分担意識）は、男女・年代によりその意識に差異があることから、普及啓発方法を工夫し、効果的な取組を推進します。

▶ 施策の方向性

- 1 一人ひとりが自立した個人として自分らしく生きるための取組の推進
- 2 固定的性別役割分担意識の解消を促す取組の推進
- 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

▶ 具体的事業

- 第4次プラン概要版作成及び配布による普及啓発
- 男女共同参画を推進する教育・学習
- 男性の生きがい教室

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	66.8 (R2)	70.0	市民環境部
男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	61 (R2)	100	市民環境部



🎵 市民がすること

 Point 条例第 20,21 条

- 家事・育児・介護などの役割を固定せず、協力しながら共に行うことを意識しましょう。
- 家事の分担などについて、夫婦や家族で話し合う機会を意識して設けましょう。
- 学習会などに積極的に参加しましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 家族の料理教室等を開催し、家事・育児・介護などにおける男女共同参画に関する男性の理解を促進します。





重点目標 1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶

性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の異性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。また、配偶者や恋人、パートナーなど密接な関係における男女間でも同様です。なお、DVという人権侵害を受けているにもかかわらず、その認識のない被害者もいることから、DVとは何かという問題も含め、普及啓発などを行っていきます。

あらゆる暴力は、男女共に被害者にも加害者にもなる可能性があります。特にSNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力(デートDV)、性犯罪、売買春など暴力は一層多様化しています。そこで、被害から回復するための取組はもちろんのこと、予防対策として、暴力を容認しない社会の実現及び暴力の根絶を図っていきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 各種相談窓口の情報の発信

▶ 具体的事業

- 県配偶者暴力相談支援センターとの連携
- 県配偶者暴力相談支援センターの普及啓発(公共施設等における周知)
- 総合相談(弁護士、司法書士、人権擁護委員、行政相談員)
- 人権擁護相談(年2回)、行政相談(年1回)

数値目標(KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	43.8 (R2)	70.0	市民環境部

🎵 市民がすること



条例第 10,15 条

- DVは人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- 学習会などに積極的に参加しましょう。
- 家庭内暴力(児童虐待を含む)の根絶に努めましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、人権尊重に関する普及啓発活動を行います。
- 市と協働し、あらゆる暴力の根絶に関する普及啓発活動を行います。

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

重点目標2-1 ジェンダー平等の実現

本市における女性の年齢階級別労働力率については、「M字カーブ」を描いているものの、山梨県に比べて底が浅くなっています。一方、平成30年における全国の非正規雇用労働者の割合^{*5}は女性 56.1%、男性 22.2%であり、本市においても同様の傾向が見うけられます。

男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的性別役割分担意識や無意識の偏見が残っていることが影響していると考えられることから、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組み、ジェンダー平等を推進します。

▶ 施策の方向性

- 1 ジェンダー平等の推進
- 2 男女の賃金格差是正の推進

▶ 具体的事業

- ジェンダーに基づく慣習の見直し

🎵 市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、ジェンダー平等に関する普及啓発活動を行います。

^{*5} 令和元年版 男女共同参画白書



重点目標2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進

日本は世界有数の長寿社会を迎え、人生100年時代の到来の一方で、新卒一括採用や終身雇用、年功型賃金を基盤とした雇用慣行について見直しの動きがみられています。

すべての人が自らの意思により個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域等のあらゆる場面で活躍するため、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備に取り組みます。また、制度の周知だけでなく、希望者が制度を利用しやすい環境づくりを進めます。さらに、性別を理由とする差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)だけでなく、妊娠した女性に対するマタニティ・ハラスメント(マタハラ)、子どもを持つ男性に対してのパタニティ・ハラスメント(パタハラ)^{*6}の根絶は、男女共に働きやすい環境の整備には必要不可欠な取組です。

▶ 施策の方向性

- 1 職場における男女共同参画についての企業の理解の推進
- 2 多様なライフスタイルに合わせた働き方のための支援
- 3 各種相談窓口の情報の発信(再掲)

▶ 具体的事業

- 「えるぼし」認定^{*7}の周知啓発
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- 多世代包括ケア情報クラウド化推進事業
- プチ起業に関心のある女性を対象とした起業セミナー
- 総合相談(弁護士、司法書士、人権擁護委員、行政相談員)(再掲)
- 人権擁護相談(年2回)、行政相談(年1回)(再掲)

数値目標(KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
保育所待機児童の数	人	0 (R2)	0 (R7)	保健福祉部

^{*6} パタニティ(父性)・ハラスメントとは男性社員の育児休業や短時間勤務の取得を上司が妨害するなどの行為。(日本労働組合総連合会(連合))

^{*7} 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度



参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
病児保育事業実施施設	箇所	1 (R2)	3 (R7)	保健福祉部

市民がすること

- 育児・介護休業制度に対する理解を深めましょう。
- 長時間労働の削減等ワーク・ライフ・バランスに努めましょう(適切に多様な制度を活用しましょう)。

事業者がすること

- 従業員一人ひとりが働き続けることができるよう、家事・育児・介護等と両立できる環境整備を進めましょう。
- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。
- 交流会や研修会に積極的に参加しましょう。

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 育児休業制度・介護休業制度の充実、企業の理解を推進します。
- ワーク・ライフ・バランスの普及を行います。
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります。



重点目標2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進

本市は、「日本一桃源郷」を宣言するなど、農業や宿泊・飲食といった観光関連産業が県内でも盛んな地域です。しかし、近年は農業従事者の高齢化に伴い農家数が減少するなど、農業の担い手不足が深刻化し、農業の活性化が急務となっています。

そこで、近年進展している農業の6次産業化の場面において、女性の視点を取り入れることにより、一層の活性化を進めることができます。経営方針や役割分担、就業環境等について定める家族経営協定^{*8}の普及や有効な活用について、引き続き推進していきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 農業における男女共同参画の推進

▶ 具体的事業

- 家族経営協定に関する広報等による周知、相談

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
家族経営協定の申請件数	件	66	68	産業観光部

♪ 事業者がすること

- 「家族経営協定」についての理解を深め、活用を検討しましょう。

♪ 男女共同参画推進委員会の活動の方向性



条例第 18,19 条

- 農業の家族経営協定について、市と協働して普及啓発を行います。

^{*8} 家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。(再掲)

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

重点目標3-1 性に応じた心と身体の健康の推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあって生活していくことは男女共同参画の前提といえます。女性は妊娠・出産の可能性、男女共に更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて性差に応じた健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*9}について理解していく必要があります。そのため、性差を考慮した健診・保健システムを充実していきます。また、思春期うつや更年期うつなど性がもたらす心の健康に関する取組や性感染症予防の取組についても働きかけていきます。さらに、LGBT等性的マイノリティの方々への差別や偏見の解消のため、男女という枠を越えた身体や心についての理解の啓発にも取り組みます。

▶ 施策の方向性

1 性に応じた心と身体の健康への取組の充実

▶ 具体的事業

- 各種検診を受ける機会の提供
- 国保人間ドック時のがん検診助成（女性は乳がん・子宮がん）
- 心の健康相談

参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
特定健診男女別受診率 (40~74歳)	%	男性 47.4 女性 53.0	男女共に 60.0 (R7)	保健福祉部

♪ 市民がすること

- 人生100年時代に向けて健康づくりに努めましょう(適切に多様な制度を活用しましょう)。

♪ 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 互いの性を理解するための学習会、LGBTなどについて市と協働し学習の場を提供します。

^{*9} 性と生殖に関する健康と権利と訳され、1994年カイロ国際人口開発会議において提唱された概念です。人口を数として捉えるのではなく、人々の尊厳、女性の健康やエンパワメントに焦点をあてる人権を基本としたアプローチになります。



重点目標3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親など多様な困難を抱える人に対し、セーフティーネット機能として貧困を防止し、貧困の世代間連鎖を断ち切る支援等を行っていきます。

高齢化率の上昇とともに、高齢者の夫婦世帯や単身世帯も増加していくことから、性別に関わらず、また介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

さらに、障がい者、外国籍の方、子どもなどすべての人が地域で安心して暮らせるよう、また、積極的な社会参加ができるように環境を整備していきます。

▶ 施策の方向性

- 1 生活困窮世帯（ひとり親家庭等）への経済的自立に向けた支援の充実
- 2 生活の自立支援が必要な高齢者に対する各種支援及び充実
- 3 障がい者の自立に対する各種支援及び充実

▶ 具体的事業

- 障害福祉事業
- 介護サービス給付事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 高等職業訓練促進給付金
- 自殺対策事業

参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合	%	4.1 (R2)	5.1 (R5)	保健福祉部
自殺死亡率 (住所地ベース)	—	18.65	前年の自殺死亡率を継続して下回る	保健福祉部

🎵 市民がすること

- 高齢者・子ども・障がい者などが地域で安心して暮らせるよう地域のコミュニティを大切にしましょう。

重点目標3-3 結婚から子育てまでの継続した支援

男女ともあらゆる世代が活躍していくためには、介護や育児にかかる時間的制約や精神的な負担を軽減していく必要があります。次世代を育むために、男女ともに働きやすく、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境を整備していきます。若年層では、非正規雇用の増加による経済的不安や出会いの機会の減少により、結婚を希望していても結婚できない人が増えているため、婚活支援等への取組を行います。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 結婚から子育てまでの各種支援制度の充実と情報発信及び普及

▶ 具体的事業

- ファミリーサポートセンター事業
- 子どもすこやか医療費助成事業
- 子育て世代住宅取得補助事業
- 保育所施設整備管理事業
- 障害児通所サービスの利用支援

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
合計特殊出生率*10	-	1.39 (H30)	1.61	総合政策部

参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
「ふえふき子育て広場」 ダウンロード数	件	1,052	2,300 (R7)	保健福祉部
子育て世代定住支援事業の 申請件数	件	110	170 (R7)	総合政策部
放課後等デイサービス利用 者数	人	101	129 (R5)	保健福祉部

*10 15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。



基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

重点目標4-1 地域における男女共同参画の推進

人口が減少していく中、将来にわたっても活力ある地域社会を持続させるためには、行政だけでなく地域住民による自主的な地域活動が必要不可欠です。これまで、自治組織・PTA など地域団体における役員は男性が多い一方、高齢福祉や子育て、ごみ減量などの活動は女性が多くを占めるなど、特定の活動が片方の性に偏る傾向にありました。

今後は多様な世代の男女が、共に地域活動に参画できるよう支援していきます。また、地域団体における役員などをはじめ、あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう支援していきます。

▶ 施策の方向性

- 1 地域における男女共同参画の情報の発信及び普及啓発
- 2 地域の男女共同参画を進めるための支援の充実

▶ 具体的事業

- 議会傍聴促進

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
女性行政区長数	人	1	2	総務部

参考指標

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
市民活動・ボランティアセンターの登録団体数	団体	63	71	市民環境部
市民講座参加者数	人	738	1,000	教育委員会



🎵 市民がすること

 Point 条例第 17 条

- 地域活動や自治組織活動に関心を持ち、その必要性について理解を深め、参加しましょう。
- 地区の総会に興味を持ち、参加しましょう。
- 個人と地域とのつながりについて考えてみましょう（共助の活動など）。
- 議会を傍聴するなど地域の政策に興味をもちましょう。

🎵 地域の皆様がすること

- 地域コミュニティを持続していくため、多様な住民が参加できる環境づくりを推進しましょう。
- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 自治組織などにおける出前講座を行うなど市と協働し学習の場を提供します。





重点目標4-2 防災・減災対策への女性の参画

大規模災害の発生や感染症の流行などの非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちになり、DV や性被害・性暴力が増加するといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、女性や弱い立場にある人々がより深刻な影響を受けると言われています。

こうしたことから、多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、自主防災組織や消防団活動における女性の積極的登用はもとより防災に対する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。また、避難所運営等に男女両方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう支援を行っていきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 防災・減災分野における女性の参画の推進

▶ 具体的事業

- 自主防災組織活動支援事業
- 消防団活動推進事業

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
女性消防団員数	人	15	15	総務部



● 市民がすること

Point 条例第 17 条

- 地域活動や自治組織活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の防災・減災について積極的にかかわりましょう。
- 男女共同参画の視点を取り入れた地区防災計画に取り組みましょう。

● 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 自治組織へ出前講座を行うなど市と協働し学習の場を提供します。
- 市と協働し、男女共同参画の視点を防災分野に取り入れるための助言をします。
- 男女共同参画の視点を取り入れた地区防災計画に取り組みます。





基本目標5 男女共同参画推進体制の充実

重点目標5-1 政策方針決定過程への女性参画の拡大

社会全体として、方針決定過程への女性の参画が進められてきましたが、未だ不十分な状況にあります。引続きあらゆる分野において、女性の政策方針決定過程への参画の拡大を図っていきます。

まず、行政分野として、市役所の管理職への女性の登用割合に数値目標を設定するポジティブ・アクション(積極的改善措置)の取組を進めます。立案過程としては、本市に関連する審議会などの団体においても同様に数値目標を定めていきます。なお、女性が能力を十分に発揮するためには、能力を高める機会の提供が必要であり、長期的な視点からの女性リーダーの養成・育成が不可欠です。

また、本市は県内でも女性社長比率が高い^{*11}ことから、引続き民間企業等においても管理職への女性登用が進むよう働きかけていきます。

▶ 施策の方向性

1 市政や審議会等への女性の参画の推進

▶ 具体的事業

- 女性職員の昇任昇格試験等への受験促進及び性差によらない任用
- 市各部署配属における男女の偏りの緩和

数値目標(KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
市の管理職における女性の割合	%	29.2	30.0	総務部
審議会等の女性登用割合	%	26.8 (R2)	30.0	市民環境部

🎵 市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。



🎵 事業者がすること

- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し学習の場を提供します。

*11山梨県女性社長分析(2018年) 株式会社帝国データバンク

重点目標5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進

本市では、平成23年度に初の市民提案型の条例として、男女共同参画推進委員会と協働で笛吹市男女共同参画推進条例を制定しました。また、平成26年度には、男女共同参画推進委員会とともに、男女共同参画都市を宣言しました。男女共同参画を推進するために、条例と本プランを両輪としながら、今後も市と市民、事業者、男女共同参画推進委員会それぞれが役割を担い、協働して取組を行っていきます。これを出発点とし、より一層男女共同参画を推進していきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 男女共同参画条例と宣言の普及と推進

▶ 具体的事業

- 男女共同参画条例や都市宣言の周知

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合	%	38.1 (R2)	50.0	市民環境部

🎵 市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

🎵 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し学習の場を提供します。
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります。



重点目標5-3 多様な団体における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、市だけでなく市民一人ひとりの理解や参画が不可欠です。このため、市、市民、事業者、関係機関・各種団体が連携することにより、本市全体が一体となって男女共同参画を進めていきます。また、男女共同参画推進委員会と各種団体の交流を支援し、団体とのイベントの共催など広く男女共同参画の意識を普及啓発していきます。このほか、女性部など既存の女性組織を通して各団体での女性の意見の採用促進を支援していきます。

▶ 施策の方向性

- Ⅰ 多様な団体の男女共同参画を進めるための環境の整備

▶ 具体的事業

- 自治組織や多様な団体などに男女共同参画に関する出前講座の実施

♪ 市民がすること

 Point 条例第16条

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

♪ 事業者がすること

- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。

♪ 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し学習の場を提供します。
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります。

重点目標5-4 推進状況の検証

男女共同参画の意識がどれだけ浸透しているのかなどの推進状況を検証していくことにより、本プランの実効性を高めていくことができます。また、検証した内容を施策の実施方法や、次回のプランに反映させることで男女共同参画におけるPDCAサイクルが確立します。

本市の施策については、笛吹市男女共同参画推進条例第13条に基づき、今後も年次状況報告を公表していきます。また、市民に対する意識の浸透度などはモニター制度を創設し、地域や世代、男女差について考慮しながら検証を行います。このほか、男女共同参画推進委員会では活動の記録を統一したフォーマットで蓄積していき、今後の活動に反映させていきます。

▶ 施策の方向性

┆ モニタリング制度の創設

▶ 具体的事業

- 男女共同参画推進委員経験者などの市民によるモニター制度の創設

♪ 市民がすること

- 学習会などに積極的に参加しましょう。

♪ 男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 統一フォーマットによる年間を通した活動の記録と検証など推進活動のデータの蓄積と検証を行います。



数値目標(KPI)一覧

	数値 単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	部局
人権擁護教室の参加者数	人	190	200	市民環境部
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	66.8 (R2)	70.0	市民環境部
男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	61 (R2)	100	市民環境部
配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	43.8 (R2)	70.0	市民環境部
保育所待機児童の数	人	0 (R2)	0 (R7)	保健福祉部
家族経営協定の申請件数	件	66	68	産業観光部
合計特殊出生率	—	1.39 (H30)	1.61	総合政策部
女性行政区長数	人	1	2	総務部
女性消防団員数	人	15	15	総務部
市の管理職における女性の割合	%	29.2	30.0	総務部
審議会等の女性登用割合	%	26.8 (R2)	30.0	市民環境部
男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合	%	38.1 (R2)	50.0	市民環境部

*基本的には、令和元年度を基準年度、令和6年度を目標年度とします。
指標によっては年度が異なるため、()内に記載しています。

男女共同参画推進委員会 各部会取組一覧

男女共同参画を推進するため、市長が委嘱した委員で組織される男女共同参画推進委員会には4つの部会があります。各部会では「目指す男女共同参画の姿」の実現に向け、様々な活動を実施してきました。

第4次プラン策定にあたり、今後の活動について各部会で検討を行い、次のとおり整理されました。

部会名	部会が目指す「市の男女共同参画」の姿	今後の活動予定
家庭部会	家族ひとりひとりがそれぞれ理解し認め合い共に生活する	<ul style="list-style-type: none"> ・かるたを利用した推進活動 ・親子(家族)で協力できる教室の開催 ・活動できる場の創出 ・世代ごとのニーズ把握等のための市民意識調査の実施
職場部会	男女が安心して働くことができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場を考えるための実態調査の実施 ・企業との交流会・研修会の開催 ・女性リーダーを増やすための働きかけ
地域部会	<p>地域に出よう! 女性が地域の行事に積極的に参加して、地域の中での人間関係をつくる</p> <p>地域に出そう! 男性も女性も共に意識改革を行う</p> <p>支え合おう! 女性が地域活動に参加しやすい環境をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居や寸劇(ビデオ撮影)による啓発活動
広報部会	市民の目線に立ったよりわかりやすい情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙へ掲載するための取材、寄稿活動 ・他市町村広報紙からの情報収集 ・小中学生用の男女共同参画啓発パンフレットの作成・配布 ・第7期推進委員会活動の市広報紙への掲載(市内回覧・他市町村へ配布)



第6章 推進体制

1 附属機関

男女共同参画審議会

条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民委員により構成されており、市長の諮問に応じて、本市の男女共同参画施策に関する重要事項について調査・審議します。また、審議会では、基本計画や本市の施策について意見を述べたり、笛吹市男女共同参画推進条例第22条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申し出に関する事項や、計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行っています。

2 市民・企業・団体との協働による推進体制

男女共同参画推進委員会

男女共同参画プランに基づき男女共同参画を推進するために、市長が委嘱した委員で組織される機関です。平成19年度に第1次プラン策定のための既存の男女共同参画委員会から、発展的に男女共同参画推進委員会へと組織変更しました。市民の立場から、男女共同参画の推進、基本計画の策定支援、施策などについて、調査及び事業の推進を図ります。

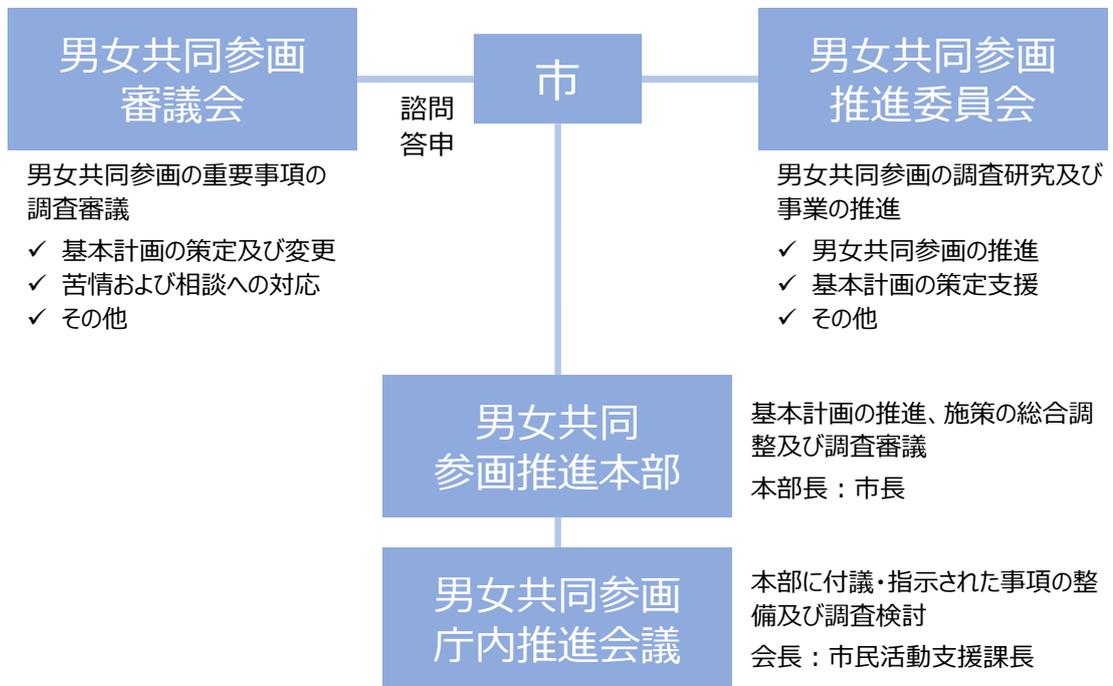




3 庁内の推進体制

男女共同参画推進本部・男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画推進本部は、本市における男女共同参画関連施策を総合的かつ計画的に実施するための庁内本部です。市長が本部長、副市長が副本部長、部局長級職員が本部員となり、本市の男女共同参画を進めるために、基本計画の推進や重要事項の決定、施策の総合調整及び調査審議について協議等を行います。また、本部員に推薦された職員を委員とした男女共同参画庁内推進会議では、本部に付議する事項の整理及び本部から指示された事項の調査検討を行います。





資料



資料1 第3次プランの数値目標の検証

基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

重点目標	数値目標(KPI)	部局	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実績値 (R1)
1 家庭における性別 役割分担意識の固 定化の解消	夫は外で働き、妻は家 庭を守るべきとの考え に反対であると答える 割合	市民環境部	63% (H27)	65% (H31)	66.8% (R2)
	【検証】 目標値を上回っています。引続き取組を進めていきます。				
	マタニティスクールに おける父親の参加割 合	保健福祉部	80% (H26)	95% (R2)	100%
【検証】 目標値を上回っています。引続き取組を進めていきます。					
2 男女の人権の尊重	人権教室参加者数	市民環境部	120人 (H26)	180人 (R2)	190人
	【検証】 複数小学校を対象に人権擁護委員が紙芝居を実施し、目標値を上回って います。今後は、男女共同参画の視点から、テーマを設定するなど更なる工 夫を検討し、取組を進めていきます。				
3 男女に対するあら ゆる暴力の根絶	配偶者暴力相談支援 センターという言葉を知 っていると答える割 合	市民環境部	未実施 (H26)	70% (R2)	43.8% (R2)
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、センターの周知不足が考えられま す。引続き、周知の仕方を検討しながら取組を進めていきます。				

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

重点目標	数値目標 (KPI)	部局	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実績値 (R1)
I 多様な働き方の 実現と女性の 活躍の推進	サテライトオフィスの誘致件数	産業観光部	0件 (H26)	1件 (H31)	0件
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、制度の周知不足が考えられます。引続き、関係課と連携しながら誘致を図っていきます。				
	親が就労し、学童保育を利用している児童数	保健福祉部	882人 (H26)	1,119人 (H31)	1,042人
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。ただし、基準年から大幅に増加していることから、子どもを持つ女性の社会参画は着実に進んでいると考えられます。引続き、ニーズに応じた教育の提供を推進していきます。				
	保育所(園)全保育児童数	保健福祉部	2,175人 (H26)	2,375人 (H31)	2,340人
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。引続き、ニーズに応じた保育の提供を推進していきます。				
	一時預かり保育事業延べ利用人数	保健福祉部	1,994人 (H26)	2,000人 (R2)	780人
	【検証】 大幅に目標値を下回っています。理由としては、女性の正規就労等に伴う保育園等への入園増加によりニーズが減少したこと、また新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。引続き、多様な保育サービスの一つとして事業を推進していきます。				
	子育て相談会の開催	保健福祉部	0回 (H26)	2回 (R2)	24回
	【検証】 目標値を大幅に上回っています。引続き事業を推進していきます。				
全保育児童数に対する土曜日一日保育を受けている児童数の割合	保健福祉部	0% (H26)	30% (R2)	18%	
【検証】 目標値を下回っています。理由としては、新型コロナウイルスの影響により利用を控えたことなどが考えられます。引続き、多様な保育サービスの一つとして事業を推進していきます。					

2 農業などの自営業者や中小企業における男女共同参画の推進	家族経営協定の申請件数	産業観光部	1件 (H26)	2件 (R2)	0件
	【検証】 目標を下回っています。理由としては、各経営体の状況に応じて協定締結の検討をしたものの、申請するまでに至らなかったことが考えられます。引き続き、相談体制の充実を図るなど協定締結に向けて支援していきます。				

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

重点目標	数値目標 (KPI)	部局	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実績値 (R1)
1 性に応じた心と身体の健康の推進	市町村国保加入者の特定健診受診率	保健福祉部	46.4% (H26)	60% (R2)	50.2%
	【検証】 性に応じた身体の健康づくりのため、受診率向上に努めてきましたが、目標値を下回っています。引き続き身体の健康に関する取組を進めるとともに、思春期うつや更年期前後などの心の健康に関する取組を働きかけていきます。				
2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	高等職業訓練促進給付金の受給者数	保健福祉部	2人 (H26)	15人 (R2)	2人
	【検証】 ひとり親世帯の経済的自立を促進することを目的に支給を行ってきましたが、目標値を下回っています。引き続き現況確認の機会や関係機関との連携により、制度の利用に向けた周知を行ってきます。				
3 継続した結婚から子育てまでの支援	合計特殊出生率	総合政策部	1.55人 (H26)	1.58人 (H31)	1.39 (H30)
	【検証】 目標値を下回っています。様々な要素が関わる総合的な数値目標のため、一概に男女の役割分担が直接影響しているとは言い切れませんが、人口減少や少子化が進む中で、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりの一つとして、男女平等について考えていくことは非常に重要です。引き続き合計特殊出生率の向上に向け各種施策を推進していきます。				

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

重点目標	数値目標 (KPI)	部局	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実績値 (R1)
1 地域における男女共同参画の推進	議会一般傍聴人数	議会事務局	175人 (H26)	193人 (R2)	107人
	【検証】 目標値を下回っています。今後は男女共同参画の視点から性別毎の数値把握など更なる工夫を検討するとともに、積極的に議会を傍聴できるよう引き続き広報等で周知を図っていきます。				
	女性行政区長数	総務部	4人 (H26)	5人 (R2)	1人
【検証】 目標値を下回っています。理由としては、地域における方針決定過程への女性参画の啓発不足が考えられます。引き続き、地域の公的会議への女性の参加を促進し、地域における方針決定過程への女性参画の推進を図っていきます。					
2 防災・減災への女性の参画	女性消防団員数	総務部	0人 (H26)	15人 (R2)	15人
	【検証】 目標を達成しています。引き続き、女性参画の推進を図っていきます。				

基本目標5 男女共同参画を進める基盤づくり

重点目標	数値目標 (KPI)	部局	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実績値 (R1)
1 政策方針決定過程 への女性の参画の 拡大	市の管理職におけ る女性の割合	総務部	21.5% (H26)	23% (R2)	29.2%
	【検証】 目標値を上回っています。引続き、女性職員の昇任昇格試験等への受験促進及び性差のない任用を実施し、女性参画の推進を図っていきます。				
2 女性リーダーの養 成・育成	ネットワークの登録 者数または登録団 体数	市民環境部	未実施 (H26)	10人 (R2)	未実施 (R2)
	【検証】 未実施となっております。今後は、関係課と連携し、研修を開催するなど登録者の増加に向けた事業を推進していきます。				
3 男女共同参画推進 条例・都市宣言の 啓発・推進	男女共同参画推進 条例を知っていると 答えた人の割合	市民環境部	32% (H27)	50% (H31)	38.1% (R2)
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、広報紙などにより毎月 PR してき ましたが、浸透までには至っていないことが考えられます。引き続き、啓発活動 を実施し、多くの方に周知していきます。				
4 多様な団体におけ る男女共同参画の 推進	地方自治法に基づ く審議会等の女性 割合	市民環境部	28.6% (H26)	30% (R2)	26.5%
	【検証】 目標値を下回っています。理由としては、自治会・育成会・学校などに出前講 座を行ってききましたが、浸透までには至っていないことが考えられます。引続 き、啓発活動を実施していきます。				
5 推進状況の検証	モニタリングの年間 実施回数	市民環境部	未実施 (H26)	3回 (R2)	未実施 (R2)
	【検証】 プランの進捗状況をモニタリングし、数値目標達成状況の検証を実施するこ とにしていますが、未実施となっております。理由としては、実態調査の実施 に留まってしまったためです。今後は、モニタリングを実施しデータの取得を 確実にいき、活用を図っていきます。				

資料2 市民アンケート結果の検証

第3次プランに掲げた施策の達成状況確認や今後の施策実施にあたり、市民の意見を反映していくため、市内在住の18歳以上80歳未満の男女1,800人(無作為抽出)にアンケートを実施しました。

なお、調査期間は令和2年7月30日(木)~8月14日(金)とし、郵送による配布回収としました。

● 回答者数及び回収率

女性	431人
男性	336人
その他	2人
無回答	2人
総計	771人(回収率42.8%)

● アンケート結果を見る際の注意事項

- ✓ 比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ✓ 基数となるべき調査数は、nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ✓ 複数の回答が許されている設問は、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

ことばの認知度

男女共同参画に関連する「ことば」については、「知らない」や「見たり聞いたりしたことがある程度」の割合が高い項目が多くなっています。「男女共同参画社会」については、「見たり聞いたりしたことがある程度」が5割を超える一方、「言葉と内容の両方を知っている」は24.4%に留まっています(図1)。

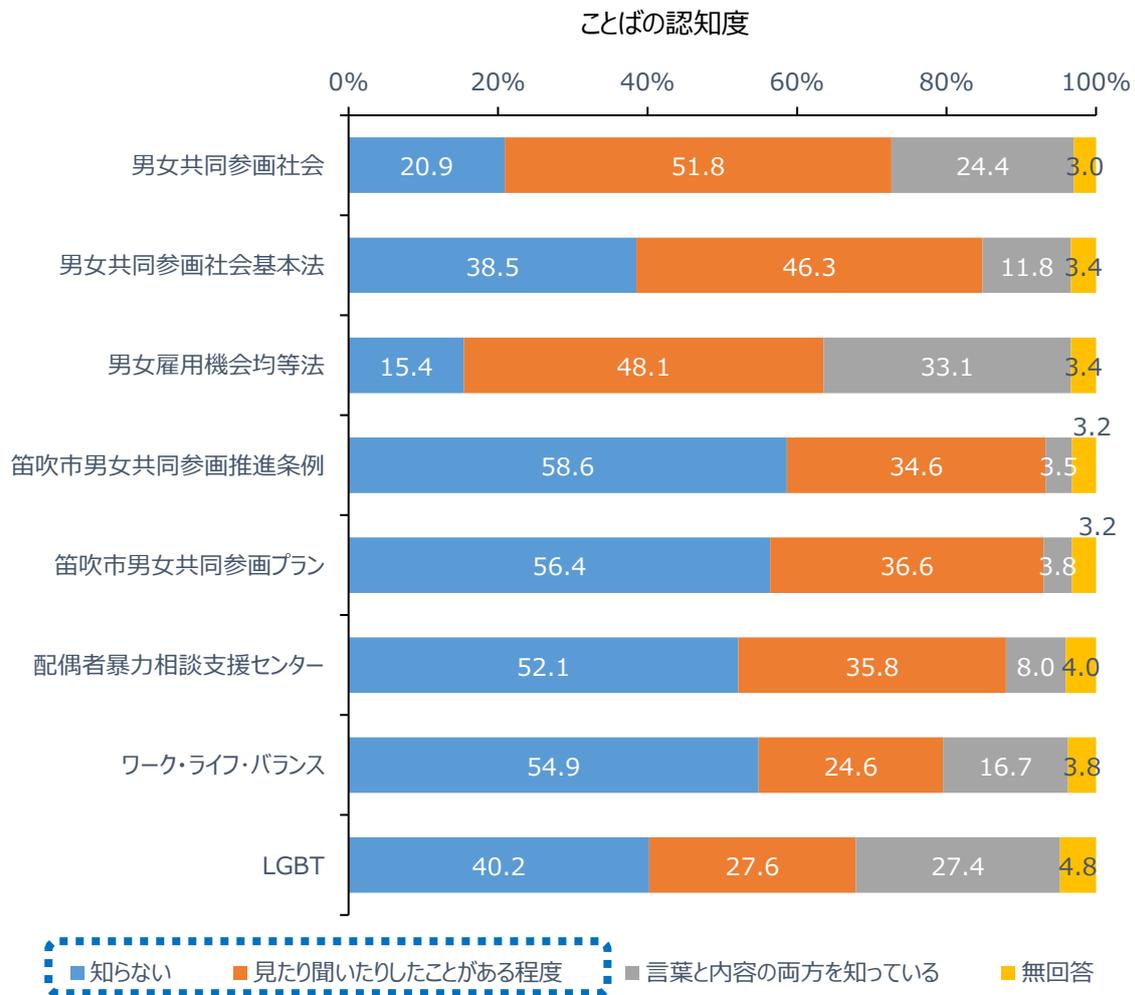


図1 ことばの認知度

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重されるまちづくり

基本目標Ⅰ「男女の人権が尊重されるまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を問う設問では、賛成（そう思う・どちらかといえばそう思う）の割合が性別・年代により違いが（20%未満～40%程度）が見られました。具体的には、男女とも50代以上で賛成の割合が高くなっています（図2）。

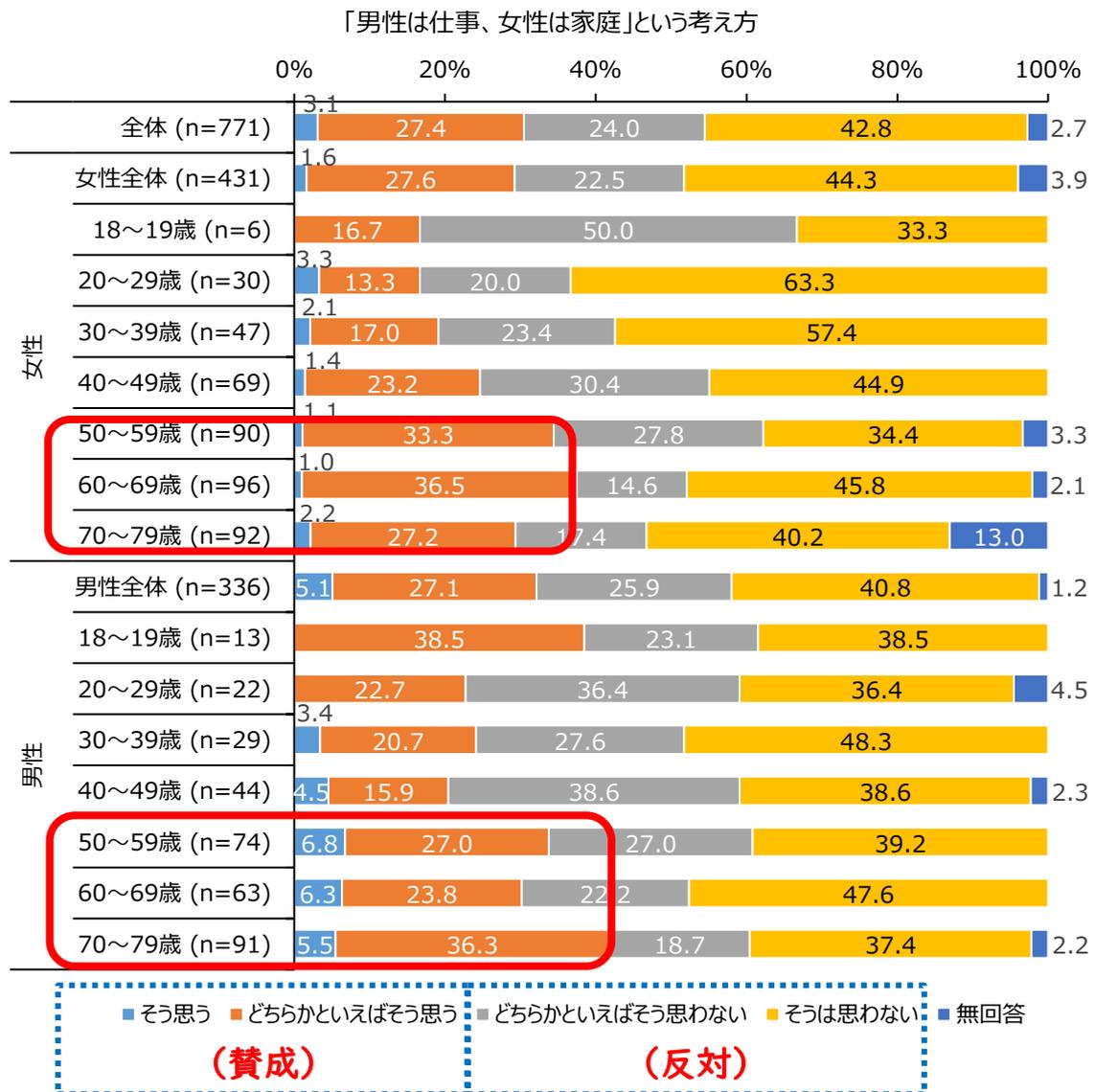


図 2 男女平等の価値観

*18～19歳は回答人数が少ないため、参考数値



■ 男女を区別し役割を固定する慣習

男女を区別し役割を固定する慣習が薄れてきているかの設問では、「**そう思う**（「とてもそう思う」含む）」が48.1%となっています（図3）。

一方で、男女の地位の平等を問う設問では、「**社会通念・慣習・しきたりなど**」は男性が優遇されているとの回答が7割近くとなっています（図4）。

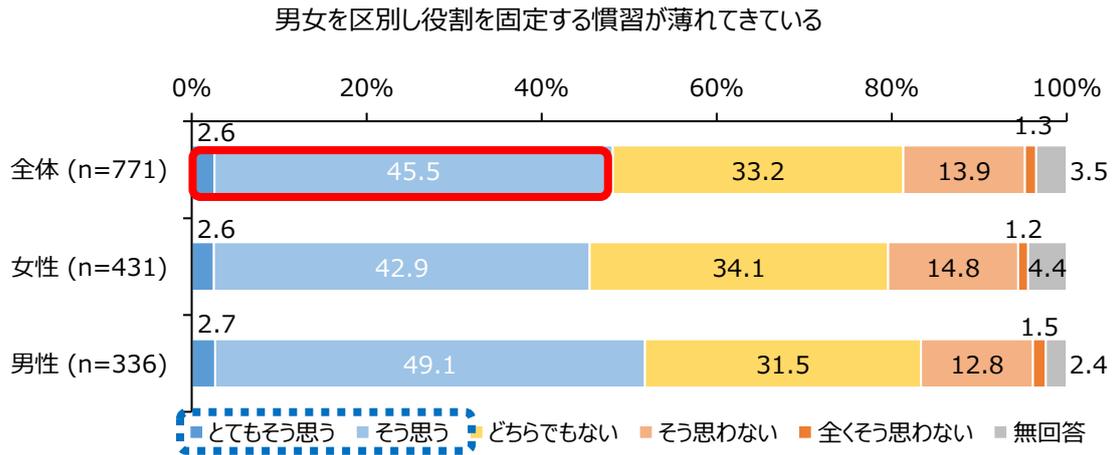


図 3 男女の役割を固定化する慣習

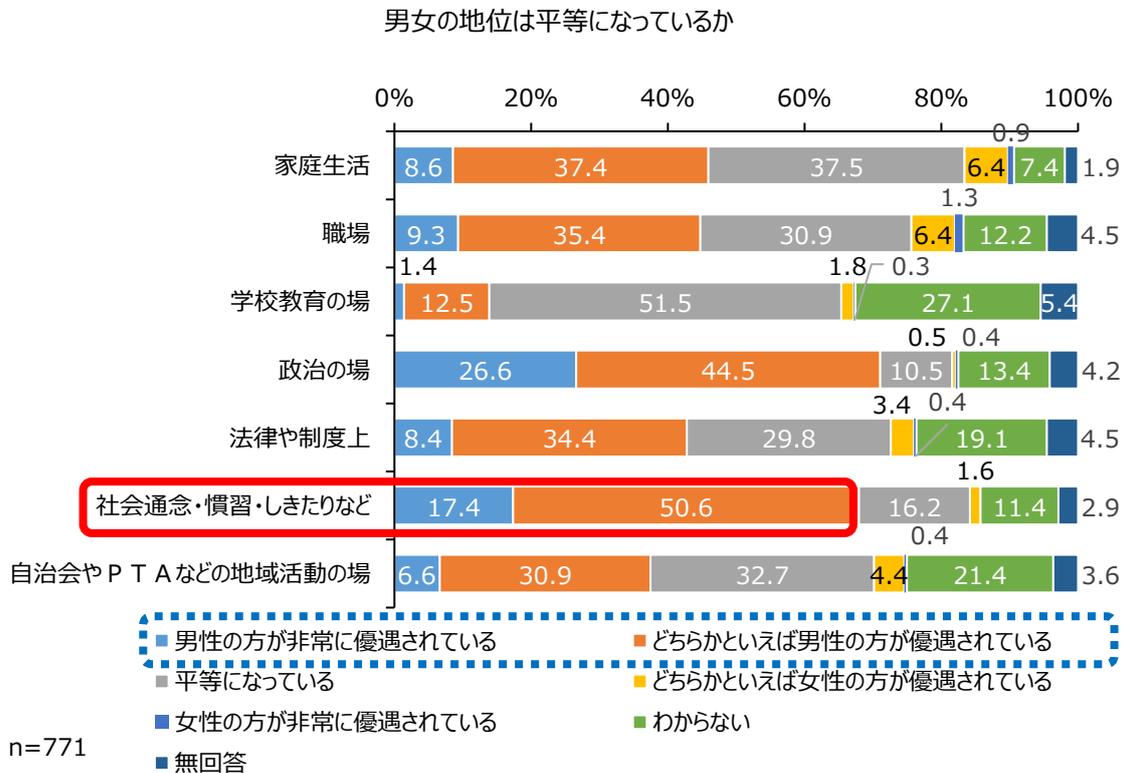
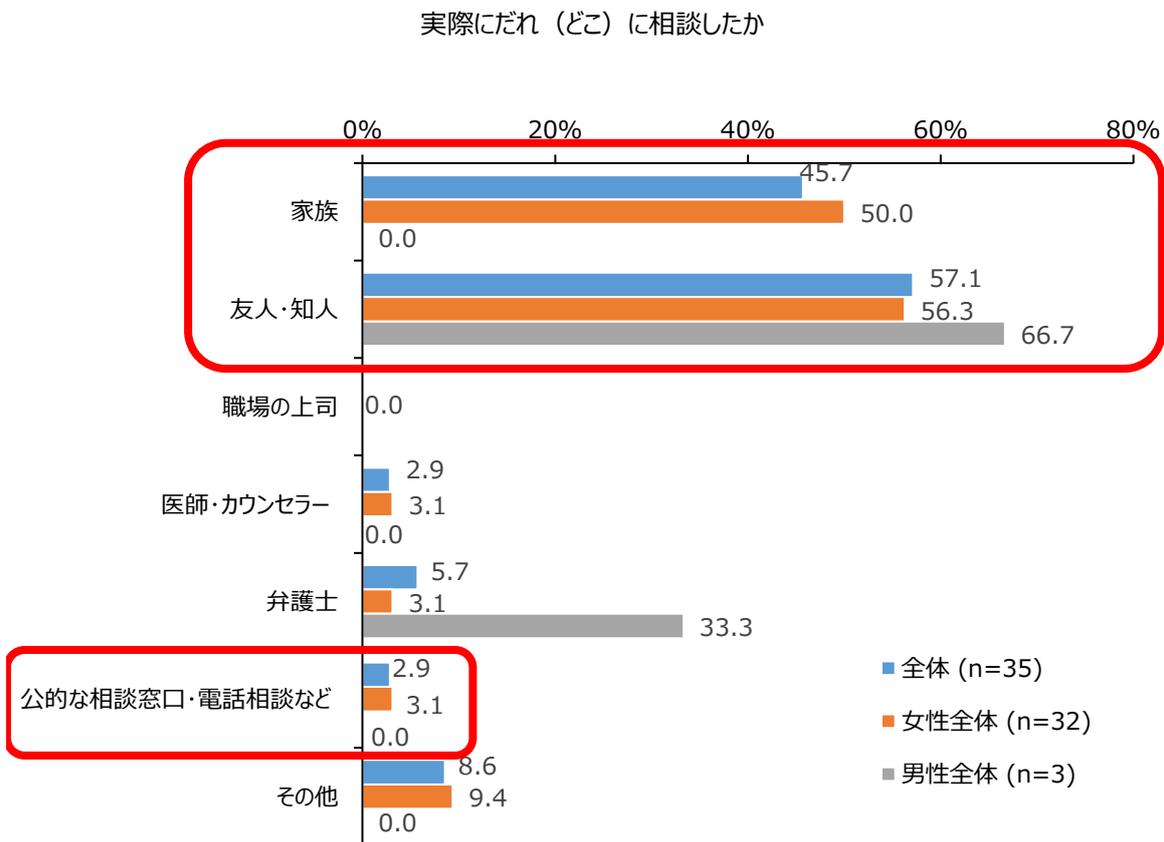


図 4 男女の地位の平等

■ 配偶者暴力支援センターの認知度と実際の相談先

配偶者暴力支援センターについては、「知らない」が 52.1%となっています(図1)。また、暴力を受けた方が相談する先は、家族や友人・知人などの身近な方が多く、公的な相談窓口や電話相談などは 2~3%となっています(図5)。



*親密な関係にある人からの暴力を直接経験したことがある方

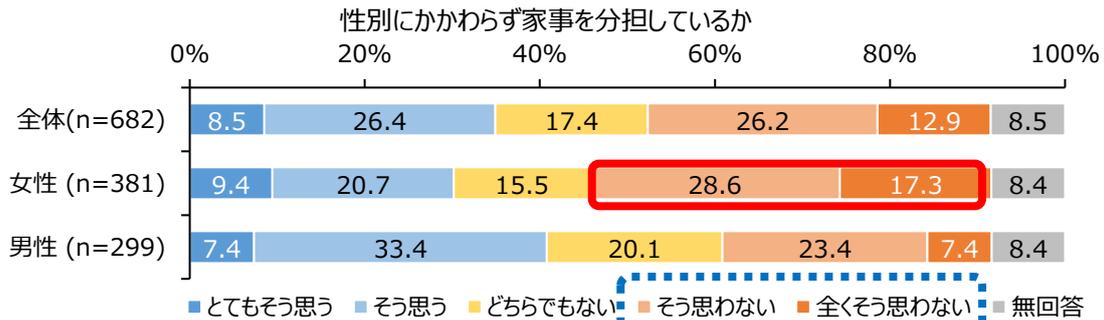
図 5 DV の相談相手

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

基本目標2「男女が働きやすいまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 家事分担

家事を分担しているかを問う設問では、女性では「そう思わない(「全くそう思わない」含む)が45.9%となっています(図6)。



*家族と同居している方

図 6 家事分担

■ 育児休業制度の認知度

育児休業制度については、「知っている」が88.3%となっています(図7)。一方、育児・介護休暇が取得しやすいと答えた人は3割程度となっています(図8)。

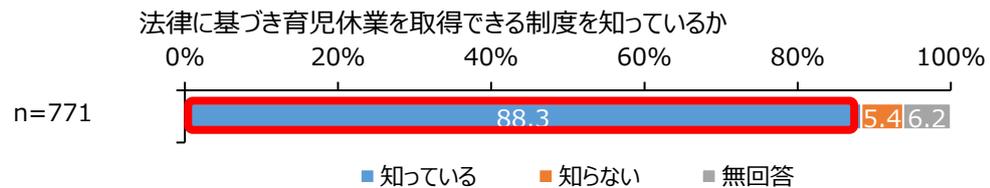
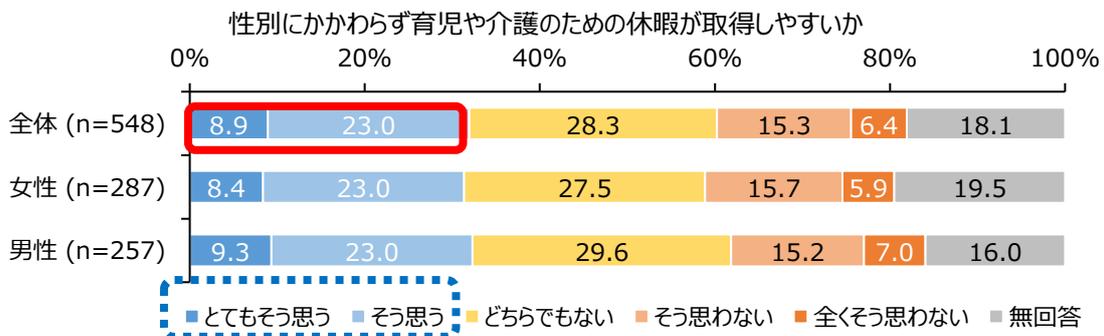


図 7 育児休業制度の認知度



*仕事に就いている方

図 8 休業制度の取得

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

基本目標3「男女が健康で安心して暮らせるまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」の優先度（希望と現実）

優先度を問う設問では、男女ともに「仕事」と「家庭生活」の両方を優先したいという希望が3割超と最も多くなっています。このことは、理想とする生活が「男性は仕事、女性は家庭」から、より多様なかたちへと広がっていると捉えることができます（図9・10）。

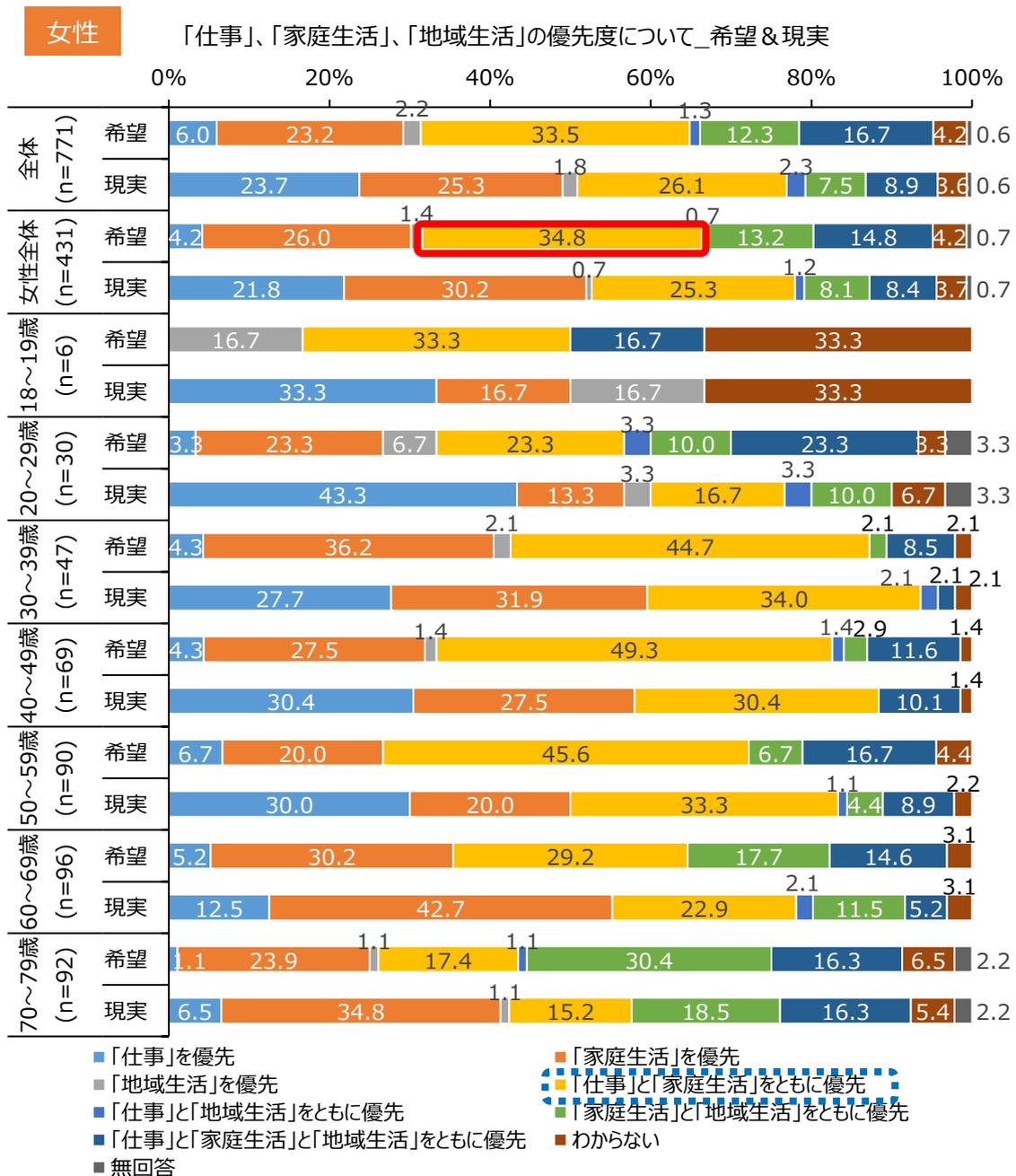


図 9 「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」の優先度（女性）

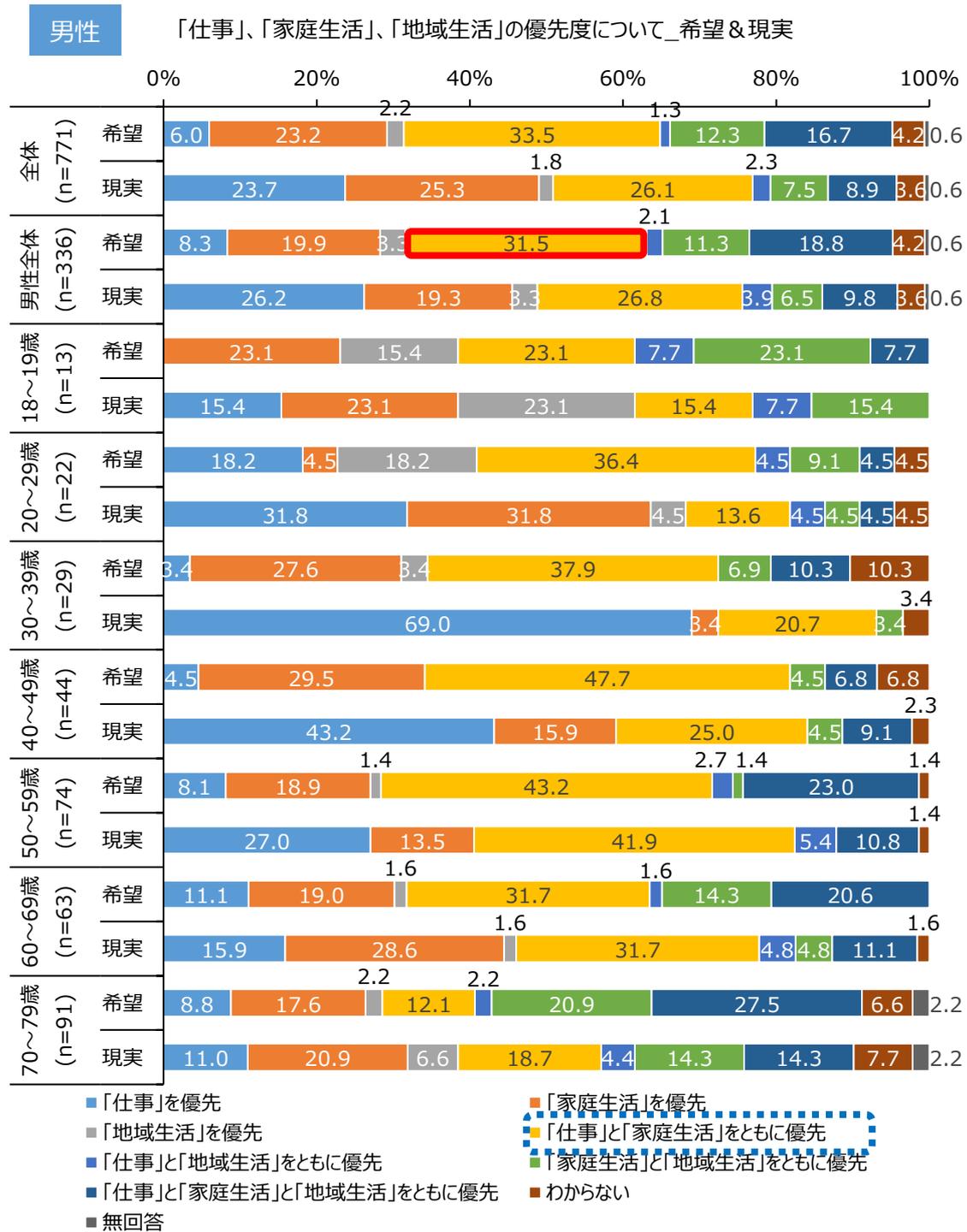


図 10 「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」の優先度 (男性)

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

基本目標4「男女が地域で輝くまちづくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

■ 地域活動への参加しやすさ

住んでいる地域は男女問わず、地域活動に参加しやすいかを問う設問では、「はい」が全体では、45.7%となっています。女性全体では40.4%、男性全体では 52.1%となっています(図11)。

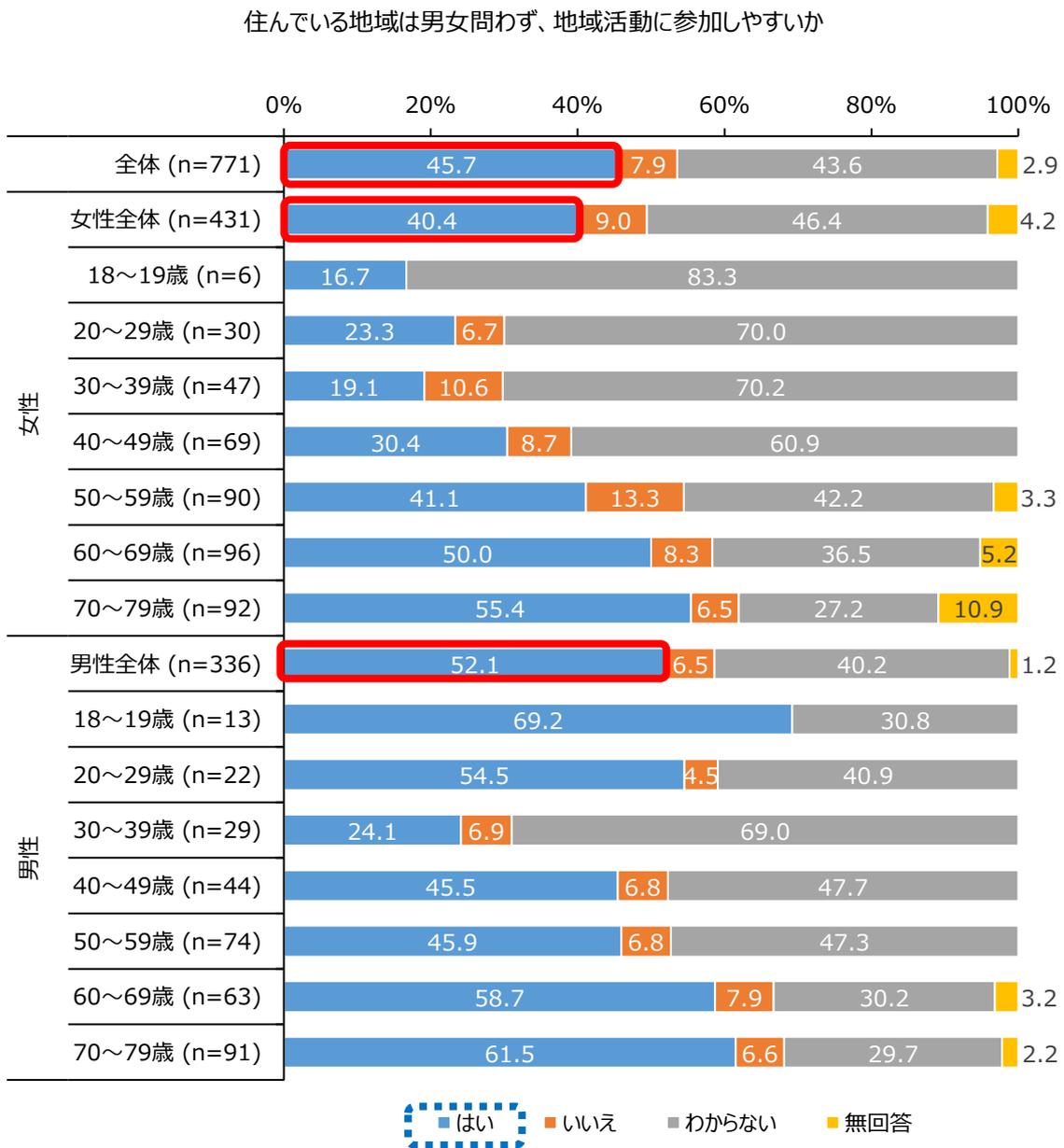


図 11 地域活動への参加



■ 家庭における区会議の主な出席者とその理由

区の会議には、「主に男性が出席」が48.2%、「主に女性が出席」が10.4%であり、男性に偏る傾向が見受けられます(図12)。主に男性が出席する理由としては、性別や年代を問わず「世帯主だから」との回答が最も多くなっています(図13)。

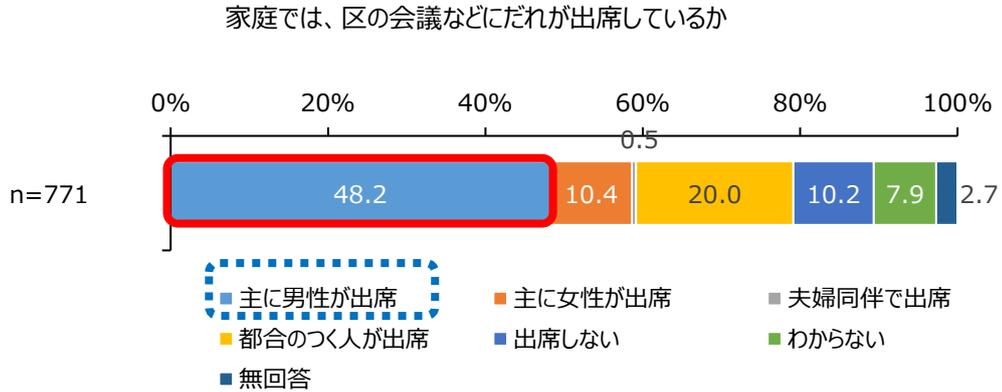


図 12 区の会議の出席

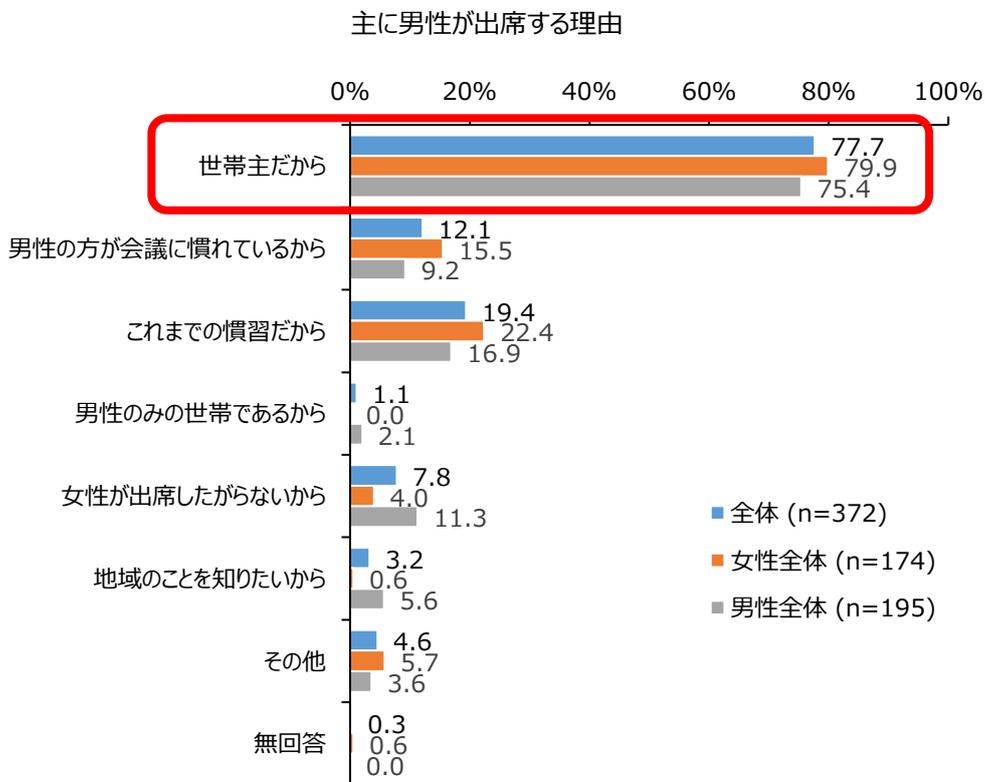


図 13 区の会議に主に男性が出席する理由

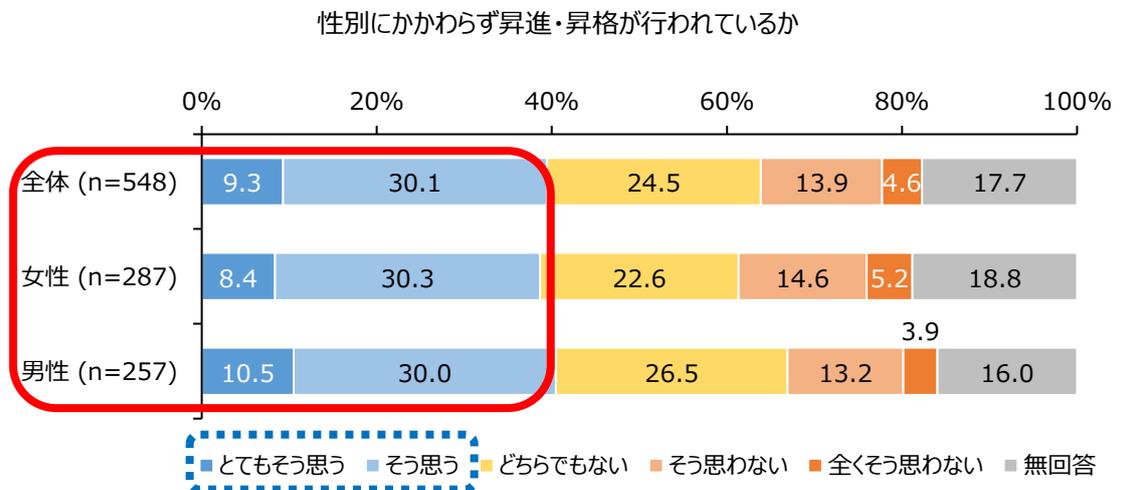
*主に男性が区の会議に出席していると回答した方(全体には年齢・性別無回答、女性全体には年齢無回答含む)

基本目標5 男女共同参画を進める基盤づくり

基本目標5「男女共同参画を進める基盤づくり」に関して、市民アンケート結果を以下のとおりまとめました。

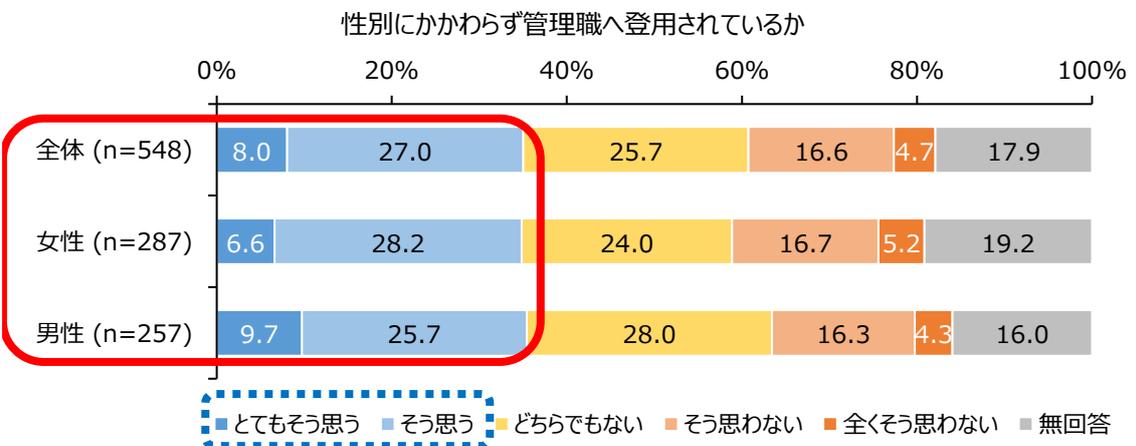
■ 昇進昇格や管理職への登用

性別にかかわらず昇進・昇格や管理職への登用がされているかを問う設問では、「そう思う（「とてもそう思う」含む）」が男女ともに3割半から4割程度となっています（図14）。一方、「そう思わない（「全くそう思わない」含む）」は2割程度となっています（図15）。



*仕事に就いている方

図 14 昇任・昇格



*仕事に就いている方

図 15 管理職への登用



資料3

1 第4次プランに関する諮問書

笛市第12-21号
令和2年12月23日

笛吹市男女共同参画審議会
会長 山内幸雄 殿

笛吹市長 山下政樹

第4次笛吹市男女共同参画プランについて（諮問）

笛吹市男女共同参画推進条例第12条に基づき、第4次笛吹市男女共同参画プランの策定について、ご審議いただくよう諮問いたします。

笛吹市では、平成23年に公布した笛吹市男女共同参画推進条例第12条に基づき、平成27年3月に第3次笛吹市男女共同参画プランを策定しました。

このプランは、「笛吹市男女共同参画推進条例」第12条第1項に定める基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村の計画を包含し、一体として男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するために定めた計画となります。

現行プランが令和3年3月に計画期間の満了を迎えることから、「第4次男女共同参画プラン」を策定する必要があります。

現行計画の成果を継承し社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図るための計画を策定するため、貴審議会からの意見を求めます。

記

1、第4次笛吹市男女共同参画プランについて



2 第4次プランに関する答申書

令和3年2月26日

笛吹市長 山下政樹様

笛吹市男女共同参画審議会
会長 山内幸雄

第4次笛吹市男女共同参画プランについて（答申）

令和2年12月23日付け笛市第12-21号で諮問のありました第4次笛吹市男女共同参画プランについて、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり意見を添えて答申します。

記

第4次笛吹市男女共同参画プラン（案）については、本市の男女共同参画条例の基本理念に則り、社会情勢や本市の現状と特性を踏まえ、今後の男女共同参画社会のあるべき姿を見据えた取り組みなどが示されております。

また、当審議会において出された意見も反映されており、このとおり策定されることを適当と認めます。

なお、本プランの推進にあたっては、ジェンダー平等に関する意識の浸透を大前提に、基本目標の事項に十分配慮し、市民、事業者の皆さまと協働し、着実に推進されることを要望します。

（意見）

- ・市民への計画内容周知を徹底すること。
- ・地域防災会議への女性の参画拡大を図り、男女共同参画の視点からの防災対策を実施すること。
- ・政策・方針決定過程への女性の参画を拡大すること。
- ・プランの実効性を高めるような推進体制の整備・強化を図ること。
- ・男女共同参画の視点に立った施策状況を踏まえた検証を実施すること。

3 世界の動き

- 昭和50年を国際連合は「国際婦人年」として提唱し、史上初の世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。翌昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」と定め、女性の人権の擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。
- 昭和54年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求められるようになりました。
- 昭和60年には、「国連婦人の10年」を締めくくる世界女性会議が開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。
- 平成7年には、北京で第4回世界女性会議が開催され、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と、平成12年に向けて取り組むべき12の重大問題領域と戦略目標を示した上で、平成8年末までに各国が自国の行動計画を策定することを求めた「行動綱領」が採択されました。
- 平成12年には、国連特別総会「女性2000年会議」が国連本部で開催され、北京宣言及び行動綱領の更なる実施に向けて各国が今後取るべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。
- 平成17年には、第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が国連本部で開催され、『北京宣言及び行動綱領』及び『女性 2000 年会議成果文書』を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。
- 平成22年、第4回世界女性会議（北京会議）から15年目を迎え、国連「北京+15」記念会合（第54回国連婦人の地位向上委員会）がニューヨークで開催されました。会議では、「第4回世界女性会議15周年における宣言」等が採択されました。
- 平成23年、既存のジェンダー関連4機関が統合した新たな機関「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」が発足し、ジェンダー主流化の流れが加速されました。
- 平成24年、「日本再生のための政策 OECDの提言」が公表され、日本の将来にとって最も重要な分野の1つに男女格差の是正が挙げられました。
- 平成25年、第58回国連婦人の地位委員会が開催されました。
- 平成27年、国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク））が開催されました。第3回国連防災世界会議（仙台）において、「仙台防災枠組」が採択されました。UN Women 日本事務所が開設されました。「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」（SDGs）が採択されました（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）。



- 令和元年、国際女性会議 WAW/W2 が日本で同時開催されました。

4 国の動き

- 昭和50年の国際婦人年の第1回の世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、昭和52年に「国内行動計画」が策定され、向こう10年間の女性の地位向上のための目標が明らかにされました。
- 昭和60年には、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備が進められ、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約」が批准されました。
- 昭和62年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。
- 平成8年には、第4回世界女性会議の「行動綱領」等を踏まえ、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成12年までに男女共同参画社会の実現に向けて取組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容が示されました。
- 平成11年には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ううえでの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題に位置付け、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等が明らかにされました。
- 平成12年には、「男女共同参画基本計画」が策定され、施策の基本的方向や具体的施策の内容が示されました。
- 平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行されました。
- 平成17年には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。本計画には、特に重点的に取組む事項として、2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組を推進することや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。
- 平成18年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大(間接差別)、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止などの内容に改正されました(平成19年4月1日施行)。
- 平成22年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、実効性のあるアクション・プランとするため、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など新設5分野を含む15の重点分野が掲げられました。
- 平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- 平成28年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、



また「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。

- 平成29年には、改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が施行されました。
- 平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。
- 令和元年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部改正されました。
- 令和2年には、「DV相談+（プラス）」が開始されました。また「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました（予定）。

5 山梨県の動き

- 昭和53年に、県民生活局に婦人問題担当窓口が置かれるとともに、婦人問題庁内連絡会議及び山梨県婦人問題懇話会が設置されました。昭和56年には、女性の地位向上と福祉の増進を図るため「山梨県婦人行動計画」が策定されました。
- 昭和59年には、女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進するため、総合婦人会館が開館しました。その後、平成2年には、富士女性センター、平成8年には、峡南女性センターが開館し、平成16年に「男女共同参画推進センター」として3館が統合されました。
- 平成3年には、女性が社会のあらゆる分野へ主体的に参加し、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して「やまなし女性いきいきプラン」が策定されました。
- 平成10年には、「基本的人権の確立」と「男女平等」を基本理念に「やまなしヒューマンプラン21」が策定されました。
- 平成14年には、男女共同参画社会実現のための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにした「山梨県男女共同参画推進条例」が制定され、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための具体的施策を示した「男女共同参画計画（ヒューマンプラン）」が策定されました。
- 平成17年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、翌平成18年からは、この計画により、男女共同参画推進センターが配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行うようになりました。
- 平成18年には、「山梨県第2次男女共同参画計画」が策定されました。
- 平成19年には、「山梨県男女共同参画企業懇話会」が発足し、企業における男女共同参画が推進されています。
- 平成20年には「第2次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」が策定されました。
- 平成23年には、「山梨県第3次男女共同参画計画」が策定されました。重視する視点として「地域社会の活性化と男女共同参画の推進」を挙げ、平成24年より「企業における男女共同参画実践活動支援事業」「地域における男女共同参画支援事業」で企業



や地域での女性の活躍を促進しています。

- 平成25年には、「第3次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」が策定されました。
- 平成26年には、「やまなし企業子宝率調査」が実施されました。
- 平成27年には、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」が実施されました。
- 平成28年には、「女性の無料法律相談」が開始されました。また、「第4次山梨県男女共同参画計画」が策定されました。
- 平成30年には、「第4次配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、「やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぽももこ」が開設されました。
- 令和2年には、「男女共同参画に関する意識調査」(県政モニター)が実施されました。

6 笛吹市の動き

- 笛吹市は、平成16年10月12日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、春日居町、境川村の5町1村が合併し、誕生しました。さらに、平成18年8月1日に芦川村を編入合併し、現在の笛吹市となりました。
- 平成17年には、市民の立場から男女共同参画計画に携わるために、男女共同参画委員会が設置されました。
- 平成18年には、「笛吹市男女共同参画プラン 輝け男女 笛吹プラン」が策定され、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進していくこととなりました。
- 平成19年には、笛吹市男女共同参画プラン策定を機に、男女共同参画委員会から発展的に組織改革した男女共同参画推進委員会が発足しました。市民中心の男女共同参画の推進を積極的に行っています。
- 平成23年には、「第2次笛吹市男女共同参画プラン 輝け男女 笛吹プラン」が策定されました。また、男女共同参画推進委員が中心となり、本市で初めてとなる市民提案型の男女共同参画推進条例が公布されました。
- 平成25年には、市の推進体制として、推進本部・推進会議が発足しました。
- 平成27年には、男女共同参画都市を宣言しました。
- 平成28年には、「第3次笛吹市男女共同参画プラン 輝け男女 笛吹プラン」が策定されました。



7 笛吹市男女共同参画推進条例

○笛吹市男女共同参画推進条例

平成 23 年 9 月 28 日

条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 性別による権利侵害の禁止(第 9 条・第 10 条)

第 3 章 基本的施策(第 11 条—第 23 条)

第 4 章 推進体制の整備(第 24 条—第 29 条)

第 5 章 補則(第 30 条)

附則

笛吹市は、古来、政治、文化、産業面で地域の中心として機能してきた歴史を有し、天与の温泉、豊かな自然、桃・ぶどう生産量日本一を誇る農業と観光を主体としたまちである。この背景には、農業、観光業等に家族とともに汗を流し、その合間を縫っての家事、育児等の主たる担い手となってきた女性たちの生活の支えがある。

一方で、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等により、女性が方針決定へ参画し難い現状もみられる。

日本国憲法においては、個人の尊厳の尊重と男女平等がうたわれる中で、こうした状況を踏まえると、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女共同参画社会の早期実現を総合的かつ計画的に推進し、市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が持てる能力及び個性を存分に発揮し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。



- (2) 市民 国籍を問わず、住民登録の有無にかかわらず市内に住む人、市内で働く人及び市内で学ぶ人をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市において教育に携わるすべての者をいう。
- (6) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。
- (7) 積極的改善措置 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 家族経営協定 農業及び個人商店等の家族経営において、労働時間、労働報酬、休日等について取り決めを行い、それぞれが自覚を持って経営に参画することを目的に締結するものをいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動に、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (7) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調の下に推進されること。



(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び市民自ら企画する男女共同参画の推進に関する活動に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、及び協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女の平等に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めなければならない。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等及びその他の男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。

3 自治組織等においては、男女が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別を理由に異なる取扱いをしないよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(個人としての尊厳と性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、個人としての尊厳を冒されてはならない。



- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(配偶者等に対する暴力的行為等の禁止)

第10条 何人も、配偶者等(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。)に対し、暴力的行為や虐待行為を行ってはならない。

- 2 何人も、男女間において、セクシュアル・ハラスメント又はそれを助長するような行為を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画推進の視点を盛り込むよう配慮しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、必要な体制を整備するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(情報提供及び啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供、広報活動その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する啓発活動の浸透状況を把握するように努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第15条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないようにしなければならない。



(積極的改善措置)

第 16 条 市長は、各種行政委員若しくは審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員構成の男女比率は、別に定める市の総合計画に掲げる目標値を目指し、努力するものとする。

2 市長は、男女共同参画の視点が職務に反映されるよう市職員に研修を積ませるとともに、性別を前提とした配置を行わないよう努めなければならない。

3 市は、あらゆる政策の企画、立案及び決定において男女が共同して参画する機会を確保しなければならない。

4 市は、事業者等における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会を確保するよう働きかけるものとする。

5 市は、市と工事請負等の契約を行おうとする事業者に対し、第 6 条に基づく男女共同参画推進状況について、報告を求めることができる。

(自治組織等への支援)

第 17 条 市は、自治組織等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自営業者への支援)

第 18 条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営協定、経営の法人化等の具体的な手法の普及拡大及び有効活用を図るため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第 19 条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の回避に係る情報を提供しなければならない。

(家庭生活及び社会生活の両立支援)

第 20 条 市は、男女が家庭生活における活動その他社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(子育てと介護における共助と支援)

第 21 条 家族を構成する男女は、互いに協力して、次世代を担う子の養育と家族の介護に努めなければならない。

2 市は、家族を構成する男女が性別により役割を固定することなく、子育て及び介護を積極的に行うことができるようその環境整備に努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第 22 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。



- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女の人権の侵害について、市民又は事業者等から相談の申出があったときには、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

(男女共同参画教育の推進)

第 23 条 市及び教育に携わる者は、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女が均等に教育を受け能力を發揮できる機会が与えられるよう男女平等教育、生活的自立教育その他の男女共同参画の形成に関する教育の推進に必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 推進体制の整備

(審議会の設置)

第 24 条 男女共同参画に関する重要事項について調査審議等を行うため、笛吹市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて調査及び審議を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事項

- 3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めたときは、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第 25 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(審議会委員)

第 26 条 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(審議会の会議及び議事)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進組織の設置)

第 29 条 市長は、基本計画を推進するための組織を置くことができる。

第 5 章 補則

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている輝け男女笛吹プランは、第 12 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。



8 男女共同参画審議会 委員名簿

氏名	所属	役職
山内 幸雄	憲法学者・大学非常勤講師	会長
三井 久美子	笛吹市男女共同参画推進委員会	副会長
今泉 利恵	甲府人権擁護委員協議会 笛吹グループ	
小澤 紀元	笛吹市副市長	
小尾 恭一	笛吹市社会福祉協議会	
雨宮 仁	笛吹農業協同組合	
菱山 一	笛吹市商工会	
渡辺 政子	笛吹市教育協議会	



9 男女共同参画計画策定検討委員会 委員名簿

氏名	部会	役職
三井 久美子	第7期男女共同参画推進委員会 委員長	委員長
小澤 幸子	第7期男女共同参画推進委員会 職場部会副部会長	副委員長
堀内 智恵子	第7期男女共同参画推進委員会 家庭部会長	
冬木 裕二	第7期男女共同参画推進委員会 家庭部会副部会長	
長田 美津恵	第7期男女共同参画推進委員会 地域部会長	
荻野 宝	第7期男女共同参画推進委員会 地域部会副部会長	
和泉 正江	第7期男女共同参画推進委員会 職場部会長	
三枝 智久	第7期男女共同参画推進委員会 広報部会長	
大塚 好幸	第7期男女共同参画推進委員会 広報部会副部会長	
佐藤 みのり	市民活動支援課長	



10 策定までの経過

年月日	状況
令和2年10月12日	第1回男女共同参画計画策定検討委員会
令和2年11月(書面開催)	第2回男女共同参画計画策定検討委員会
令和2年12月23日	第1回男女共同参画審議会
令和3年1月29日	第3回男女共同参画計画策定検討委員会
令和3年2月12日~22日	パブリックコメント
令和3年2月26日	第2回男女共同参画審議会



ふ・え・ふ・き・市

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

5/4

ふ だ ん の ま ま で - え ん り よ な く -

5

ふ ん い き よ け り や - き に な ら ぬ -

9

し ん じ て い き よ う ふ え ふ き 市





輝け 男女笛吹プラン

～第4次笛吹市男女共同参画プラン～

発行日 令和3年3月

発行 笛吹市

山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL:055-262-4111 FAX:055-262-4115